7 総 庶 第 2667 号

令和 7 年 11 月 21 日

丸 亀 市 議 会 議 員　　様

丸亀市長　松　永　恭　二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和7年12月1日午前10時招集の丸亀市議会12月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第 105 号　令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 106 号　令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 107 号　丸亀市附属機関設置条例の一部改正について

議案第 108 号　丸亀市児童館条例及び丸亀市隣保館条例の一部改正について

議案第 109 号　丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の制定について

議案第 110 号　丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第 111 号　丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 112 号　丸亀市児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 113 号　丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 114 号　丸亀市下水道条例の一部改正について

議案第 115 号　丸亀市火災予防条例の一部改正について

議案第 116 号　工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事）

議案第 117 号　工事請負変更契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事）

議案第 118 号　工事請負変更契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事）

議案第 119 号　工事請負変更契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事）

議案第 120 号　工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城東小学校校舎改築工事）

議案第 121 号　工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事）

議案第 122 号　工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事）

議案第 123 号　工事請負変更契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事）

議案第 124 号　工事請負契約の締結について（丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業に係る設計・建設業務請負契約）

議案第 125 号　物品の購入について（丸亀市民会館一般備品購入）

議案第 126 号　物品の購入について（丸亀市民会館一般備品購入（その２））

議案第 127 号　物品の購入について（丸亀市民会館木製備品購入）

議案第 128 号　物品の購入について（丸亀市民会館楽器他備品購入）

議案第 129 号　物品の購入について（丸亀市民会館舞台照明備品購入（その２））

議案第 130 号　物品の購入について（丸亀市民会館舞台大道具備品購入（その２））

議案第 131 号　指定管理者の指定について（丸亀市市民交流活動センター）

議案第 132 号　指定管理者の指定について（市営住宅新田団地ほか 9 施設）

議案第 133 号　市道路線の変更及び認定について（津森町菰池南 1 号線ほか 15 路線）

議案第105号

令和7年度丸亀市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度丸亀市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,479,200千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和7年12月1日提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,252,191	9,867	11,262,058
	1 国庫負担金	6,784,989	9,471	6,794,460
	2 国庫補助金	4,441,218	396	4,441,614
16 県支出金		4,083,411	1,378	4,084,789
	2 県補助金	1,421,180	1,378	1,422,558
18 寄附金		404,130	230,000	634,130
	1 寄附金	404,130	230,000	634,130
19 繰入金		16,870,644	54,926	16,925,570
	2 基金繰入金	16,838,215	54,926	16,893,141
22 市債		12,741,500	△26,500	12,715,000
	1 市債	12,741,500	△26,500	12,715,000
歳入合計		79,209,529	269,671	79,479,200

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,610,896	108,141	7,719,037
	1 総務管理費	6,499,119	108,141	6,607,260
3 民生費		24,813,160	31,119	24,844,279
	2 児童福祉費	13,122,022	31,119	13,153,141
4 衛生費		4,741,751	1,000	4,742,751
	1 保健衛生費	2,321,363	1,000	2,322,363
6 農林水産業費		1,057,434	32,596	1,090,030
	1 農業費	969,914	32,596	1,002,510
8 土木費		6,053,780	28,500	6,082,280
	2 道路橋りょう費	1,201,586	28,500	1,230,086
10 教育費		24,893,331	68,315	24,961,646
	2 小学校費	7,087,098	63,000	7,150,098
	3 中学校費	1,749,189	3,300	1,752,489
	5 社会教育費	11,069,562	792	11,070,354
	6 保健体育費	3,288,540	1,223	3,289,763
歳出合計		79,209,529	269,671	79,479,200

第２表

繰越明許費補正

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	飯山北コミュニティセンター整備事業費	43,500
4 衛生費	1 保健衛生費	市営墓地施設整備事業費	29,910

第3表

債務負担行為補正

（追加）　　（単位　千円）

事　項	期　間	限　度　額
丸亀市市民交流活動センター指定管理料	令和７年度から 令和12年度まで	693,500千円にスライド制度による増加分を加えた額
市営住宅新田団地ほか９施設指定管理料	令和７年度から 令和12年度まで	698,965千円にスライド制度による増加分を加えた額
セキュリティソフト使用料	令和７年度から 令和８年度まで	2,992
デジタルドリル教材使用料	令和７年度から 令和８年度まで	12,155
ギガスクール構想に係る児童用タブレット端末購入費	令和７年度から 令和８年度まで	326,865
小学校教師用教科書等購入費	令和７年度から 令和８年度まで	8,000
中学校教師用教科書等購入費	令和７年度から 令和８年度まで	2,000
新第二学校給食センター整備運営事業モニタリング支援業務委託料	令和８年度から 令和９年度まで	9,448

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

（追加）

（単位　千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国(県)支出金	地方債	その他	
丸亀市市民交流活動センター指定管理料	693,500千円にスライド制度による増加分を加えた額	—	—	令和7年度から令和12年度まで	限度額に同じ	—	—	—	限度額に同じ
市営住宅新田団地ほか9施設指定管理料	698,965千円にスライド制度による増加分を加えた額	—	—	令和7年度から令和12年度まで	限度額に同じ	—	—	—	限度額に同じ
セキュリティソフト使用料	2,992	—	—	令和7年度から令和8年度まで	2,992	—	—	—	2,992
デジタルドリル教材使用料	12,155	—	—	令和7年度から令和8年度まで	12,155	—	—	—	12,155
ギガスクール構想に係る児童用タブレット端末購入費	326,865	—	—	令和7年度から令和8年度まで	326,865	217,910	—	—	108,955
小学校教師用教科書等購入費	8,000	—	—	令和7年度から令和8年度まで	8,000	—	—	—	8,000
中学校教師用教科書等購入費	2,000	—	—	令和7年度から令和8年度まで	2,000	—	—	—	2,000
新第二学校給食センター整備運営事業モニタリング支援業務委託料	9,448	—	—	令和8年度から令和9年度まで	9,448	—	—	—	9,448

第４表

地　方　債　補　正

（単位　千円）

起債の目的	限度額		起債の方法	利　率	償還の方法
社会教育施設整備事業	補正前	4,539,000	普通貸借又は証券発行（ただし、登録債とする。）	4.0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	4,512,500			
計	補正前	12,741,500			
	補正後	12,715,000			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

（単位　千円）

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1　普通債			△ 26,500		△ 26,500
⑻ 教育債			△ 26,500		△ 26,500
補正予算額計			△ 26,500		△ 26,500
合　　計（補正前）	57,168,999	59,326,545	12,741,500	5,619,388	66,448,657
合　　計（補正後）	57,168,999	59,326,545	12,715,000	5,619,388	66,422,157

1．総括

（歳　入）　　歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	11,252,191	9,867	11,262,058
16 県支出金	4,083,411	1,378	4,084,789
18 寄附金	404,130	230,000	634,130
19 繰入金	16,870,644	54,926	16,925,570
22 市債	12,741,500	△26,500	12,715,000
歳入合計	79,209,529	269,671	79,479,200

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,610,896	108,141	7,719,037	0	0	0	108,141
3 民生費	24,813,160	31,119	24,844,279	9,471	0	0	21,648
4 衛生費	4,741,751	1,000	4,742,751	0	0	0	1,000
6 農林水産業費	1,057,434	32,596	1,090,030	1,378	0	0	31,218
8 土木費	6,053,780	28,500	6,082,280	0	0	0	28,500
10 教育費	24,893,331	68,315	24,961,646	396	△26,500	96,300	△1,881
歳出合計	79,209,529	269,671	79,479,200	11,245	△26,500	96,300	188,626

2．歳入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	11,252,191	9,867	11,262,058
1 国庫負担金	6,784,989	9,471	6,794,460
1 民生費国庫負担金	6,710,996	9,471	6,720,467
2 国庫補助金	4,441,218	396	4,441,614
7 教育費国庫補助金	2,071,770	396	2,072,166

節		説明	
区　分	金　額		
5 児童福祉総務費負担金	9,471	児童扶養手当負担金	9,471
12 史跡等整備費補助金	396	塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存事業補助金	396

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	4,083,411	1,378	4,084,789
2 県補助金	1,421,180	1,378	1,422,558
4 農林水産業費県補助金	267,754	1,378	269,132

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 農業振興費補助金	1,378	多様な農業人材支援事業補助金	1,378

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
18 寄附金	404,130	230,000	634,130
1 寄附金	404,130	230,000	634,130
8 ふるさと丸亀応援寄附金	400,000	200,000	600,000
9 企業版ふるさと納税寄附金	3,000	30,000	33,000

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
13 ふるさと丸亀応援寄附金	200,000	ふるさと丸亀応援寄附金	200,000
1 企業版ふるさと納税寄附金	30,000	企業版ふるさと納税寄附金	30,000

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金	16,870,644	54,926	16,925,570
2 基金繰入金	16,838,215	54,926	16,893,141
1 教育文化体育基金繰入金	5,264,241	66,300	5,330,541
2 財政調整基金繰入金	1,745,960	△ 11,374	1,734,586

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 教育文化体育基金繰入金	66,300	教育文化体育基金繰入金	66,300
1 財政調整基金繰入金	△ 11,374	財政調整基金繰入金	△ 11,374

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
22 市債	12,741,500	△ 26,500	12,715,000
1 市債	12,741,500	△ 26,500	12,715,000
5 教育債	7,566,300	△ 26,500	7,539,800
歳　入　合　計	79,209,529	269,671	79,479,200

（単位：千円）

節		説　　明	
区　分	金　額		
3 社会教育債	△ 26,500	丸亀城石垣復旧事業債	△ 26,500

3．歳出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	7,610,896	108,141	7,719,037		
1 総務管理費	6,499,119	108,141	6,607,260	0	108,141
1 一般管理費	2,620,577	108,141	2,728,718	0	108,141

節		説明			
区　分	金　額				
7 報償費	61,600	ふるさと納税謝礼	61,600	ふるさと納税事業費	108,141
11 役務費	4,840	手数料	4,840		
12 委託料	41,701	ふるさと納税サービス運営業務委託料	18,051		
		ふるさと納税業務委託料	23,650		

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	24,813,160	31,119	24,844,279		
2 児童福祉費	13,122,022	31,119	13,153,141	9,471	21,648
1 児童福祉総務費	1,876,555	31,119	1,907,674	9,471 (特定財源内訳) 国庫支出金 9,471	21,648

（単位：千円）

節		説　明		
区　分	金　額			
19 扶助費	28,413	児童扶養手当給付費	28,413	児童福祉管理費　2,706
22 償還金、利子及び割引料	2,706	過年度国庫支出金返還金	2,706	児童扶養手当支給事業費　28,413

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,741,751	1,000	4,742,751		
1 保健衛生費	2,321,363	1,000	2,322,363	0	1,000
3 環境衛生費	24,004	1,000	25,004	0	1,000

節		説明	
区　分	金　額		
18 負担金、補助及び交付金	1,000	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金　1,000	狂犬病予防等対策費　1,000

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	1,057,434	32,596	1,090,030		
1 農業費	969,914	32,596	1,002,510	1,378	31,218
3 農業振興費	168,019	2,756	170,775	1,378 (特定財源内訳) 県支出金 1,378	1,378
5 農地費	591,635	29,840	621,475	0	29,840

（単位：千円）

節		説　明	
区　分	金　額		
18 負担金、補助及び交付金	2,756	多様な農業人材支援事業補助金 2,756	農業施設整備補助金　2,756 多様な農業人材支援事業補助金（施設整備）　2,756
18 負担金、補助及び交付金	29,840	県営農業競争力強化農地整備事業負担金　9,000 単独県費補助土地改良事業補助金 20,840	土地改良事業費　29,840 単独県費補助土地改良事業補助金　20,840 県営土地改良事業負担金　9,000

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	6,053,780	28,500	6,082,280		
2 道路橋りょう費	1,201,586	28,500	1,230,086	0	28,500
2 道路橋りょう維持費	284,354	28,500	312,854	0	28,500

節		説明	
区　分	金　額		
12 委託料	3,500	道路除草・伐倒木等処理業務委託料 3,500	道路維持管理費 3,500 道路補修事業費 25,000
14 工事請負費	25,000	工事費 25,000	道路補修事業費 25,000

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	24,893,331	68,315	24,961,646		
2 小学校費	7,087,098	63,000	7,150,098	63,000	0
3 学校建設費	6,380,832	63,000	6,443,832	63,000 (特定財源内訳) 繰入金 63,000	0
3 中学校費	1,749,189	3,300	1,752,489	3,300	0
3 学校建設費	1,255,399	3,300	1,258,699	3,300 (特定財源内訳) 繰入金 3,300	0
5 社会教育費	11,069,562	792	11,070,354	3,896	△3,104
12 史跡等整備費	1,087,119	792	1,087,911	396 (特定財源内訳) 国庫支出金 396 寄附金 26,500 地方債 △26,500	396
13 文化振興費	121,940	0	121,940	3,500 (特定財源内訳) 寄附金 3,500	△3,500
6 保健体育費	3,288,540	1,223	3,289,763	0	1,223
3 学校給食センター費	1,362,506	1,223	1,363,729	0	1,223
歳　出　合　計	79,209,529	269,671	79,479,200	81,045	188,626

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
12 委託料	2,000	建設工事関連委託料 2,000	小学校建設費（公共事業）
13 使用料及び賃借料	3,300	城南小学校仮設校舎一式借上料 3,300	61,000 城南小学校長寿命化改修事業費
14 工事請負費	57,700	工事費 57,700	61,000 小学校建設費（単独事業） 2,000 小学校トイレ洋式化改修事業費 2,000
14 工事請負費	3,300	工事費 3,300	中学校建設費（単独事業） 3,300 広島小中学校整備事業費 3,300
18 負担金、補助及び交付金	792	笠島伝統的建造物群保存修理事業補助金 792	まち並保存事業費（公共事業） 792 笠島伝統的建造物群保存修理事業費 792
			瀬戸内国際芸術祭事業費
12 委託料	1,223	モニタリング支援業務委託料 1,223	新第二学校給食センター施設整備事業費 1,223

議案第106号

令和７年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第３号）

（総　則）

第１条　令和７年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和７年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第２条のうち、(2) １日平均舟券売上金額及び (3) １日平均返還金額を次のとおり改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（　計　）
(2) １日平均舟券売上金額	737,000千円	63,000千円	800,000千円
(3) １日平均返還金額	14,500千円	1,500千円	16,000千円

（収益的収入及び支出）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

収　入

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　競走事業収益	152,994,306千円	12,941,800千円	165,936,106千円
第１項　営業収益	152,864,965千円	12,941,800千円	165,806,765千円

支　出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　競走事業費用	145,865,678千円	11,643,447千円	157,509,125千円
第１項　営業費用	142,814,128千円	11,643,447千円	154,457,575千円

（債務負担行為）

第４条　予算第５条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
全国販売促進・ファンサービス業務委託料	令和７年度～令和８年度	92,000 千円
インターネット・スマホ運営業務委託料	令和７年度～令和８年度	147,000 千円
イベント開催等業務委託料	令和７年度～令和８年度	129,000 千円
テレビスポット CM 放送業務委託料	令和７年度～令和８年度	43,000 千円
GⅡレディースオールスター販売促進及びイベント開催等業務委託料	令和７年度～令和８年度	90,000 千円
グルーン・モーヴィ運営業務委託料	令和７年度～令和８年度	150,000 千円
金庫室整備業務委託料	令和７年度～令和８年度	7,000 千円

令和７年 12 月１日 提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位:千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 競走事業収益	152,994,306	12,941,800	165,936,106	
1 営業収益	152,864,965	12,941,800	165,806,765	
1 開催収入	150,860,295	12,941,800	163,802,095	発売金等増額分

支　　出　　（単位:千円）

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 競走事業費用	145,865,678	11,643,447	157,509,125	
1 営業費用	142,814,128	11,643,447	154,457,575	
3 競走実施費	120,174,789	11,643,447	131,818,236	売上連動費用増額分

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1 競走事業収益			152,994,306	12,941,800	165,936,106			
	1 営業収益		152,864,965	12,941,800	165,806,765			
		1 開催収入	150,860,295	12,941,800	163,802,095	3 勝舟投票券発売金	12,900,000	発売金増額分
						4 払戻返還不能収入	19,000	発売金増額分
						5 払戻端数切捨金収入	22,800	発売金増額分

支　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1 競走事業費用			145,865,678	11,643,447	157,509,125			
	1 営業費用		142,814,128	11,643,447	154,457,575			
		3 競走実施費	120,174,789	11,643,447	131,818,236	55 委託料	361,296	電話投票事務委託料増額分
						57 使用料及び賃借料	335,019	中央情報処理センターシステム利用料増額分
						65 負担金、補助金及び交付金	17,000	香川県中部ボートレース事業組合配分金増額分
						67 日本財団交付金	795,014	発売金連動増額分
						69 競走会交付金	402,631	発売金連動増額分
						79 払戻金、返還金	9,732,487	発売金連動増額分

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

1 営業収益			
(1) 開催収入	163,797,295		
(2) 受託事業収入	1,976,142		
(3) 雑入	24,757	165,798,194	
2 営業費用			
(1) 総係費	615,498		
(2) 施設管理費	273,382		
(3) 競走実施費	130,298,497		
(4) BTS丸亀	259,062		
(6) 広告宣伝費	987,172		
(7) 特別競走	18,848,083		
(8) 受託事業費	266,041		
(9) 減価償却費	1,045,599		
(10) 資産減耗費	504		
(11) その他営業費用	0	152,593,838	
営 業 利 益			13,204,356
3 営業外収益			
(1) 受取利息	69,000		
(2) 使用料	6,437		
(3) 長期前受金戻入	34,976		
(4) 雑収益	17,038	127,451	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,812,879	4,837,879	△ 4,710,428
経常利益			8,493,928
当年度純利益			8,493,928
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			3,500,000
当年度未処分利益剰余金			11,993,928

令和７年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

（令和8年3月31日現在）

（単位：千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
ア　土　　地		2,452,033		
イ　建　　物	11,864,203			
減価償却累計額	△ 4,265,290	7,598,913		
ウ　構築物	8,459,655			
減価償却累計額	△ 3,359,358	5,100,297		
エ　機械及び装置	2,871,014			
減価償却累計額	△ 1,604,899	1,266,115		
オ　船舶	25,144			
減価償却累計額	△ 23,853	1,291		
カ　車両運搬具	55,215			
減価償却累計額	△ 44,687	10,528		
キ　工具器具及び備品	1,547,695			
減価償却累計額	△ 1,381,207	166,488		
ク　リース資産				
減価償却累計額	0	0		
ケ　建設仮勘定		3,678,775		
有形固定資産合計			20,274,440	
(2)　無形固定資産				
無形固定資産合計			0	
(3)　投　　資				
ア　基金		3,342,557		
イ　その他の資産		222		
投　資　合　計			3,342,779	
固　定　資　産　合　計				23,617,219
2　流動資産				
(1)　現金預金			48,137,719	
(2)　未　収　金				
ア　営業未収金		272,611		
イ　営業外未収金		4,825		
ウ　その他未収金		0	277,436	
(3)　有価証券			3,747,915	
(4)　短期貸付金			3,000,000	
(5)　前　払　金			133	
(6)　その他流動資産			0	
流動資産合計				55,163,203
3　繰延勘定				
繰延勘定合計				0
資　産　合　計				78,780,422

負　債　の　部

4　固定負債			
(1)　企　業　債			
ア　建設改良等の財源に充てる企業債	0	0	
(2)　引　当　金			
ア　退職給付引当金	160,999		
イ　修繕引当金	0	160,999	
(3)　リース債務		0	
固定負債合計			160,999
5　流動負債			
(1)　一時借入金		0	
(2)　企　業　債			
ア　建設改良等の財源に充てる企業債	0	0	
(3)　引　当　金			
ア　修繕引当金	0		
イ　賞与引当金	33,160	33,160	
(4)　リース債務		0	
(5)　未　払　金			
ア　営業未払金	3,144,261		
イ　営業外未払金	2,803		
ウ　その他未払金	269,184	3,416,248	
(6)　未　払　費　用		0	
(7)　前　受　金		40,221	
(8)　預　り　金		18,041	
(9)　その他流動負債		100	
流動負債合計			3,507,770
6　繰延収益			
(1)　長期前受金		703,568	
(2)　収益化累計額		△ 306,394	
繰延収益合計			397,174
負　債　合　計			4,065,943

資　本　の　部

7　資　本　金			
(1)　自己資本金			
ア　固有資本金	17,339,453		
イ　繰入資本金	0		
ウ　組入資本金	10,769,400	28,108,853	
資本金合計			28,108,853
8　剰　余　金			
(1)　資本剰余金			
ア　受贈財産評価額	0		
イ　その他資本剰余金	20,922		
資本剰余金合計		20,922	
(2)　利益剰余金			
ア　減債積立金	0		
イ　利益積立金	7,066,872		
ウ　建設改良積立金	27,523,904		
エ　当年度未処分利益剰余金	11,993,928		
利益剰余金合計		46,584,704	
剰　余　金　合　計			46,605,626
資　本　合　計			74,714,479
負　債　資　本　合　計			78,780,422

令和７年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

科　　目	（単位：千円）
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	8,493,928
減価償却費	1,045,599
除却費	504
貸倒引当金増減額（△は減少）	0
賞与引当金増減額（△は減少）	1,640
退職給付引当金増減額（△は減少）	△ 165,734
修繕引当金増減額（△は減少）	0
長期前受金戻入益	△ 34,976
受取利息及び配当金	△ 69,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益（△は益）	0
固定資産売却損益（△は益）	0
未収金の増減額（△は増加）	1,050
未払金の増減額（△は減少）	261,958
預り金の増減額（△は減少）	0
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	0
小計	9,534,969
受取利息及び配当金	69,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	9,603,969
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 3,688,000
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 8,000
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 3,696,000
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	5,907,969
資金の期首残高	42,229,750
資金の期末残高	48,137,719

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算債務負担行為に関する調書

（追加）　　（単位：千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期　　間	金　額	期　　間	金　額	企業債	内部留保資金
全国販売促進・ファンサービス業務委託料	92,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	92,000	—	92,000
インターネット・スマホ運営業務委託料	147,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	147,000	—	147,000
イベント開催等業務委託料	129,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	129,000	—	129,000
テレビスポットCM放送業務委託料	43,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	43,000	—	43,000
GⅡレディースオールスター販売促進及びイベント開催等業務委託料	90,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	90,000	—	90,000
グルーン・モーヴィ運営業務委託料	150,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	150,000	—	150,000
金庫室整備業務委託料	7,000	—	—	令和7年度 ～ 令和8年度	7,000	—	7,000

議案第107号

丸亀市附属機関設置条例の一部改正について

丸亀市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市附属機関設置条例の一部を改正する条例

丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
市長	丸亀市情報公開・個人情報保護審査会	略	略	略	略	略	略	略

改正前

別表(第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
市長	丸亀市情報公開・個人情報保護審査会	略	略	略	略	略	略	略
	丸亀市未来を築く地域戦略会議	地方創生のほか将来を見据えた戦略的な行政経営に関する事項についての審議及び提言に関する事務	20人以内	2年	(1)　学識経験者 (2)　公共的団体等の構成者 (3)　公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室

改正後

	丸亀市総合計画審議会	総合計画の策定及び進行状況についての審議及び提言に関する事務	20人以内	2年	(1)　学識経験者 (2)　公共的団体等の構成員 (3)　公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室
	丸亀市行政評価委員会	略	略	略	略	略	略	略
	丸亀市特別職報酬等審議会	略	略	略	略	略	略	略
	略							
略								

改正前

	丸亀市総合計画審議会	総合計画の基本的事項についての審議及び答申に関する事務	20人以内	諮問に係る答申まで	(1)　学識経験者 (2)　公共的団体等の構成員 (3)　公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室
	丸亀市行政評価委員会	略	略	略	略	略	略	略
	丸亀市行政改革推進委員会	行政改革推進に向けての調査、審議、建議及び答申に関する事務	16人以内	2年	(1)　学識経験者 (2)　公共的団体等の構成員 (3)　公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室
	丸亀市特別職報酬等審議会	略	略	略	略	略	略	略
	略							
略								

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第２条関係）

区分	報酬の額
略	
略	日額　7,000円
行政不服審査会委員	
男女共同参画審議会委員	
略	
子ども読書活動推進協議会委員	
いじめ等専門委員会委員	
略	
略	

改正前

別表（第２条関係）

区分	報酬の額
略	
略	日額　7,000円
行政不服審査会委員	
行政改革推進委員会委員	
男女共同参画審議会委員	
略	
子ども読書活動推進協議会委員	
未来を築く地域戦略会議委員	
いじめ等専門委員会委員	
略	
略	

議案第108号

丸亀市児童館条例及び丸亀市隣保館条例の一部改正について

丸亀市児童館条例及び丸亀市隣保館条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市児童館条例及び丸亀市隣保館条例の一部を改正する条例

（丸亀市児童館条例の一部改正）

第1条　丸亀市児童館条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第2条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>丸亀市金山児童館</td><td>丸亀市川西町南682番地3</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td><td>別表（第2条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>丸亀市金山児童館</td><td>丸亀市川西町南679番地6</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td></tr>
</table>

（丸亀市隣保館条例の一部改正）

第2条　丸亀市隣保館条例（平成17年条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（使用者の責任）
第7条　使用者（第5条の許可を受けた者をいう。）は、隣保館の使用に際し、施設、附属設備等を毀損し、又は滅失したときは、市長の認定した損害を賠償しなければならない。

別表（第2条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>丸亀市金山文化センター</td><td>丸亀市川西町南682番地3</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td><td>（使用者の責任）
第7条　使用者（第5条の許可を受けた者をいう。）は、隣保館の使用に際し、施設、附属設備等をき損し、又は滅失したときは、市長の認定した損害を賠償しなければならない。

別表（第2条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>丸亀市金山文化センター</td><td>丸亀市川西町南679番地10</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第109号

丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の制定について

丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例

(目的)

第1条　この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、取組の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　誹謗中傷等　インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動等により他者の権利を侵害し、若しくは侵害するおそれのある情報又はこれらの情報には該当しないが他者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。

(2)　被害者　誹謗中傷等により平穏な日常生活、経済活動等を害された者をいう。

(3)　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(4)　行為者　誹謗中傷等を行った者をいう。

(5)　インターネットリテラシー　インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解した上で、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(市の責務)

第3条　市は、被害者及び行為者を発生させないための取組並びに被害者を支援するための取組を推進しなければならない。

(市民の役割)

第 4 条　市民は、自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況、被害者の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性並びに被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（連携協力）

第 5 条　市は、第 3 条の取組を円滑に推進するため、国、県その他の関係機関と連携を図らなければならない。

（基本的取組）

第 6 条　市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる取組を行うものとする。

(1)　市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する取組

(2)　被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生させないための取組並びに被害者を支援するための取組

（インターネットリテラシーの向上）

第 7 条　市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催、教材等の紹介その他の必要な取組を実施するものとする。

2　市は、児童生徒に対する前項の取組を実施するに当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

（相談支援体制の整備）

第 8 条　市は、被害者、その関係者等の不安、不利益等の解消及び被害者が抱える心理的負担の軽減を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる支援を行うものとする。

(1)　相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言

(2)　専門的知識を有する者の紹介

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、被害者からの相談対応として必要な支援

2　市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3　市は、被害者からの相談のほか、インターネット上で自ら発信し、又は拡散した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。

（啓発の推進）

第 9 条　市は、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する市民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第110号

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正について

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成17年条例第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療証) 第6条　市長は、対象者に対し別に定めるところにより助成を受ける資格を証する医療証を交付する。 (1)　略 (2)　対象者は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「医療機関等」という。)から診療、薬剤の支給又は手当を受けるとき、医療機関等に医療証を提示するものとする。ただし、対象者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、対象者の資格に係る情報(医療費の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、医療機関等が当該情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	(医療証) 第6条　市長は、対象者に対し別に定めるところにより助成を受ける資格を証する医療証を交付する。 (1)　略 (2)　対象者は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「医療機関等」という。)から診療、薬剤の支給又は手当を受けるとき、医療機関等に医療証を提示するものとする。

附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第111号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第1章　総則
(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第18条　略
2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>3・4　略</td><td>第1章　総則
(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第18条　略
2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
3・4　略</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第112号

丸亀市児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

丸亀市児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1章　総則 （虐待等の禁止） 第13条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第1章　総則 （虐待等の禁止） 第13条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条　丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第2節　運営に関する基準 （虐待等の禁止） 第26条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育	第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第2節　運営に関する基準 （虐待等の禁止） 第26条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改正後	改正前
給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	

（丸亀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条　丸亀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第13条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第13条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第113号

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則(第1条－第20条)
第2章　乳児等通園支援事業
第1節　通則(第21条)
第2節　一般型乳児等通園支援事業(第22条－第25条)
第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)
第3章　雑則(第28条・第29条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、

利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第 3 条　市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2　丸亀市(以下「市」という。)は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第 4 条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第 5 条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(暴力団等の排除)

第 6 条　乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の管理者その他乳児等通園支援事業の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。次項において「乳児等通園支援事業所の管理者等」という。)は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。

2　乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の管理者等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3　乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員を運営に関与させてはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第 7 条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 8 条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 9 条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第 10 条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第 11 条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 12 条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 13 条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第 14 条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第 15 条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第 16 条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第 17 条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 18 条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 19 条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 20 条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章　乳児等通園支援事業

第 1 節　通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 21 条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節　一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 22 条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

(3)　ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
3 階	常用	1　建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
4 階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) 2　建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第 23 条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。

3　第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2)　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第 24 条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 25 条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節　余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第 26 条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

(1)　保育所　香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成 24 年香川県条例第 52 号)(保育所に係る部分に限る。)

(2)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　香川県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成 18 年香川県条例第 64 号)

(3)　幼保連携型認定こども園　香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成 24 年香川県条例第 52 号)(幼保連携型認定こども園に係る部分に限る。)

(4)　家庭的保育事業等を行う事業所　丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 28 号)(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)

(準用)

第 27 条　第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 25 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第 3 章　雑則

(電磁的記録)

第 28 条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第114号

丸亀市下水道条例の一部改正について

丸亀市下水道条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市下水道条例の一部を改正する条例

丸亀市下水道条例(平成17年条例第167号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2章　排水設備の設置等 (排水設備等の工事を行う者の指定等) 第7条　排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。 2・3　略	第2章　排水設備の設置等 (排水設備等の工事を行う者の指定等) 第7条　排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 2・3　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第115号

丸亀市火災予防条例の一部改正について

丸亀市火災予防条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市火災予防条例の一部を改正する条例

丸亀市火災予防条例(平成17年条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章　総則(第1条)	第1章　総則(第1条)
第2章　削除	第2章　削除
第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第1節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条－第17条の3)	第1節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条－第17条の3)
第2節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条－第22条の2)	第2節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条－第22条の2)
第3節　火の使用に関する制限等(第23条－第28条)	第3節　火の使用に関する制限等(第23条－第28条)
第4節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)	第4節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)
第3章の2　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2－第29条の7)	第3章の2　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2－第29条の7)
第3章の3　林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)	
第4章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	第4章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第1節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条－第32条)	第1節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条－第32条)

改正後	改正前
第2節　指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条－第34条の2)	第2節　指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条－第34条の2)
第3節　基準の特例(第34条の3)	第3節　基準の特例(第34条の3)
第5章　避難管理(第35条－第42条)	第5章　避難管理(第35条－第42条)
第5章の2　屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)	第5章の2　屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)
第6章　雑則(第43条－第48条)	第6章　雑則(第43条－第48条)
第7章　罰則(第49条・第50条)	第7章　罰則(第49条・第50条)
附則	附則
第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第4節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限	第4節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条　火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第29条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
	(7)　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。
(住宅における火災の予防の推進)	(住宅における火災の予防の推進)
第29条の7　略	第29条の7　略
第3章の3　林野火災の予防	
(林野火災に関する注意報)	
第29条の8　市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。	
2　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用	

改正後	改正前
の制限に従うよう努めなければならない。 3　市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条の9　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。	
第5章の2　屋外催しに係る防火管理 (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3　前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2)　略 (3)　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6)　略 2　略	第5章の2　屋外催しに係る防火管理 (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3　前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2)　略 (3)　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6)　略 2　略
第6章　雑則 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を	第6章　雑則 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条　次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を

改正後	改正前
消防署長に届け出なければならない。 (1)　火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。) (2)～(6)　略 2　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。	消防署長に届け出なければならない。 (1)　火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2)～(6)　略

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第116号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事）

丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事

2　契約金額　　金8,635,000,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金785,000,000円

3　変更契約金額　　金9,967,100,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金906,100,000円

4　契約金額の増減額　金1,332,100,000円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金121,100,000円

5　契約の相手方　　高松市サンポート2番1号

大成建設・第二建築・豊嶋建設特定建設工事共同企業体

代表者　大成建設株式会社　四国支店

執行役員支店長　和田　茂明

構成員　丸亀市福島町8番地5

第二建築株式会社

代表取締役　島川　修治

構成員　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1

豊嶋建設株式会社

代表取締役　豊島　有希

参　照　　工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書（写）

1 工　　事　　名　　丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事
2 工 事 場 所　　丸亀市大手町二丁目　地内
3 変更後の工期　　着手　　令和　５年　３月　２４日から
　　完成　　令和　８年　３月　３１日まで
4 契約金額の増減額　　¥1,332,100,000-（増額）
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥121,100,000-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

（１） 支払限度額	令和４年度	金０円	令和６年度	金2,953,100,000円
	令和５年度	金2,098,300,000円	令和７年度	金4,915,700,000円
（２） 出来高予定額	令和４年度	金０円	令和６年度	金3,281,300,000円
	令和５年度	金2,331,450,000円	令和７年度	金4,354,350,000円

5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第２号の規定により免除
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書の通り
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する　　分別解体等の方法等　□ 変更あり（別紙のとおり）
　　☑ 変更なし
　□ 該当しない
8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和５年３月２４日に締結した契約を変更する令和７年５月１日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書４通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を令和５年３月２４日付で締結した契約書及び令和７年５月１日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和７年１０月２１日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目４番21号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　高松市サンポート２番１号
　大成建設・第二建築・豊嶋建設特定建設工事共同企業体

　代表者　高松市サンポート２番１号
　大成建設株式会社　四国支店
　執行役員支店長　和田　茂明　　印

構成員　丸亀市福島町８番地５
第二建築株式会社
代表取締役　島川　修治　　印

構成員　丸亀市飯山町下法軍寺８０８番地１
豊嶋建設株式会社
代表取締役　豊島　有希　　印

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事（変更）
工事概要	【敷地面積】 １１,４２５．４０㎡ 【構造、規模】 建築面積　　６,８０８．５５㎡ 延べ床面積　１２,５９９．８２㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上４階建て 【各階別床面積、主要用途】 地下　４１８．７３８㎡ 客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室 １階　５,９１７．０９２㎡ ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他 ２階　３,５４８．８９２㎡ 大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他 ３階　１,８３０．５９２㎡ 大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他 ４階　７８８．９１０㎡ 大ホール、ホワイエ、排煙機械室他 屋上　９５．５９６㎡ 排煙機械室、フォロースポット室他 その他　外構整備（舗装、門、フェンス、植栽）他 （変更） 湧水対策、地中障害物処分、躯体数量増加 インフレスライドによる増額 シビックロータリー車寄せ屋根　増工 上記に係る建築工事一式

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事　（変更）

付近見取図

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事　(変更)

配置図

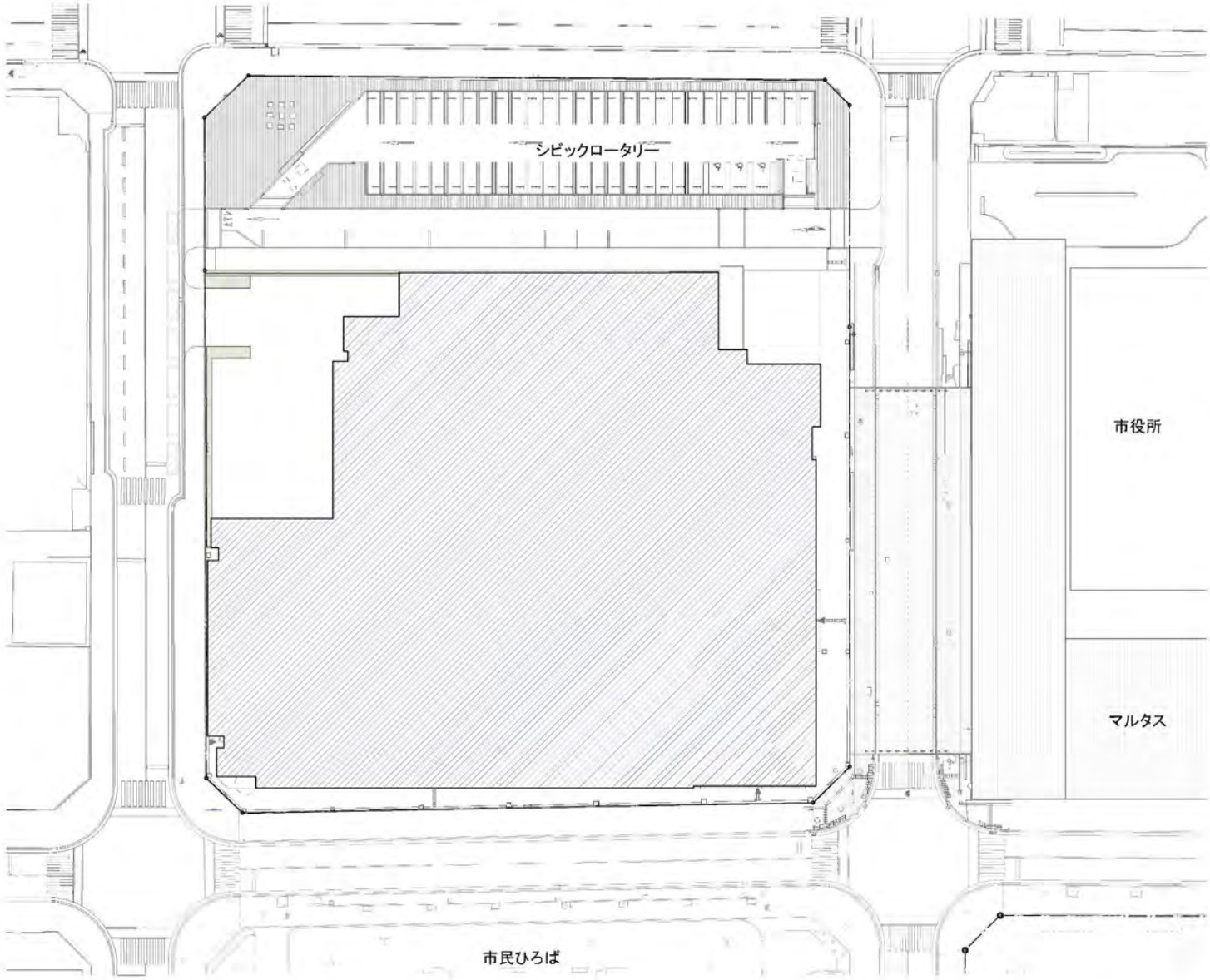

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事　(変更)

1階平面図

単位:ミリメートル

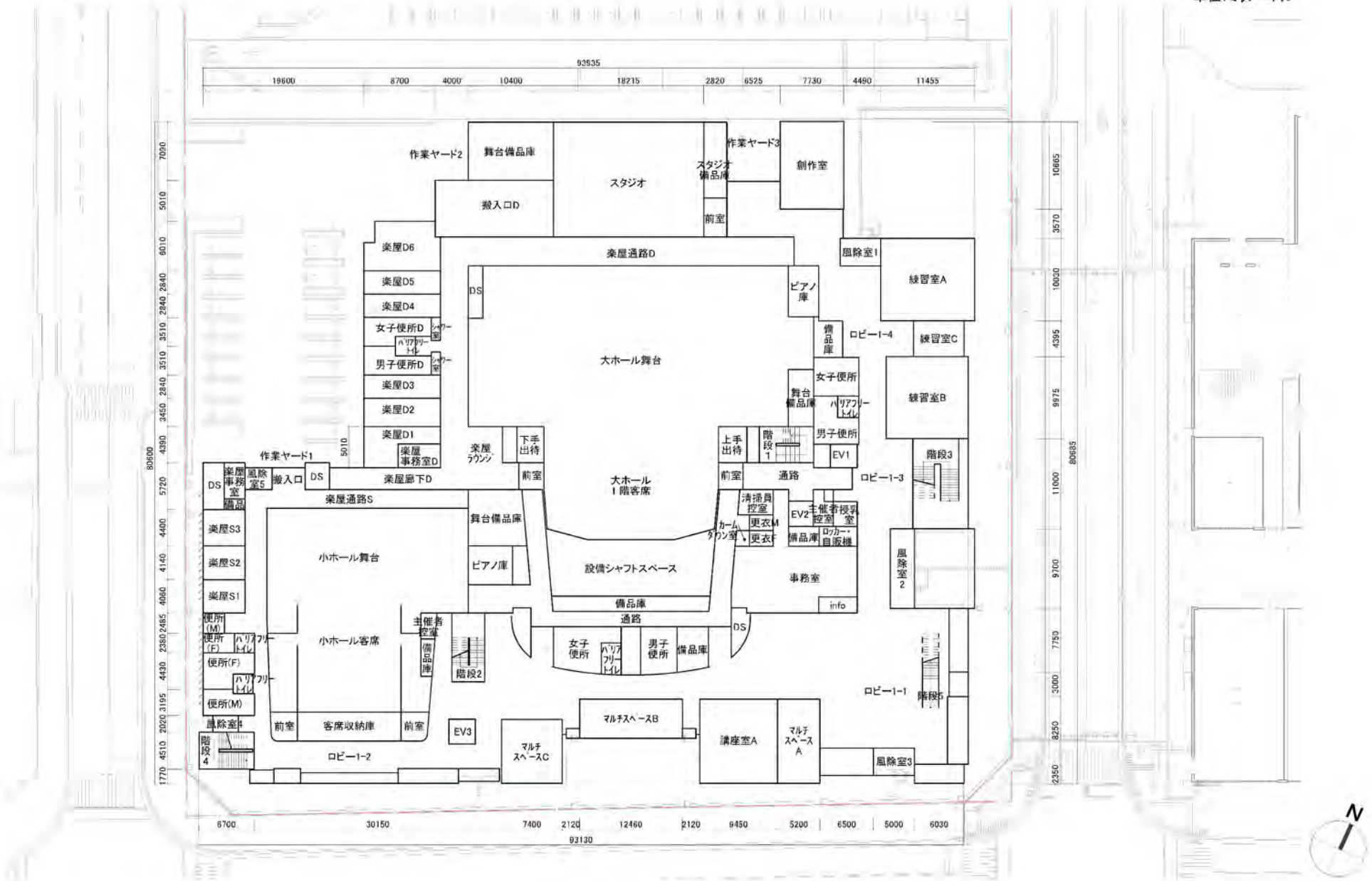

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事　(変更)

2階平面図

単位:ミリメートル

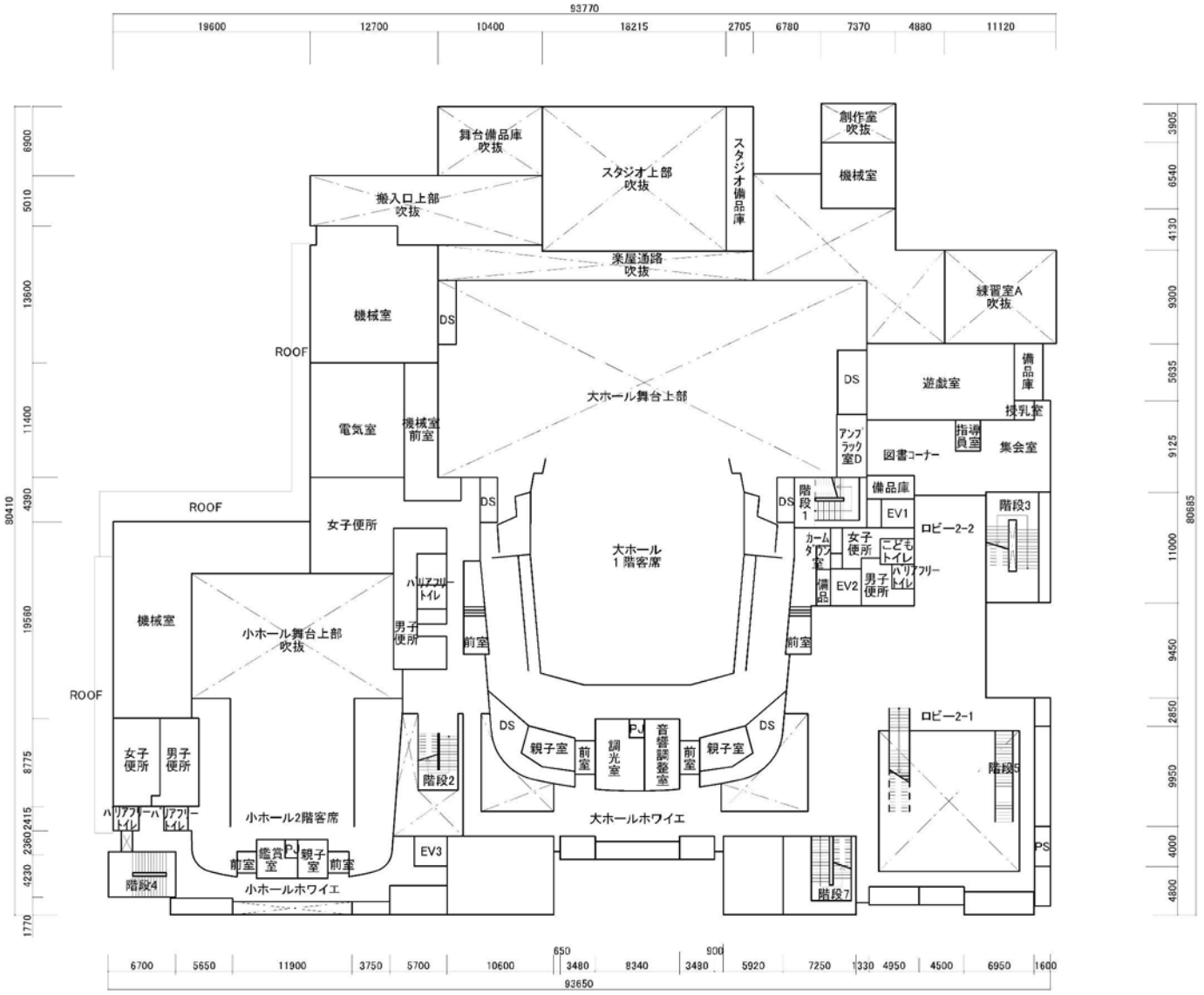

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事　(変更)

3階平面図

単位:ミリメートル

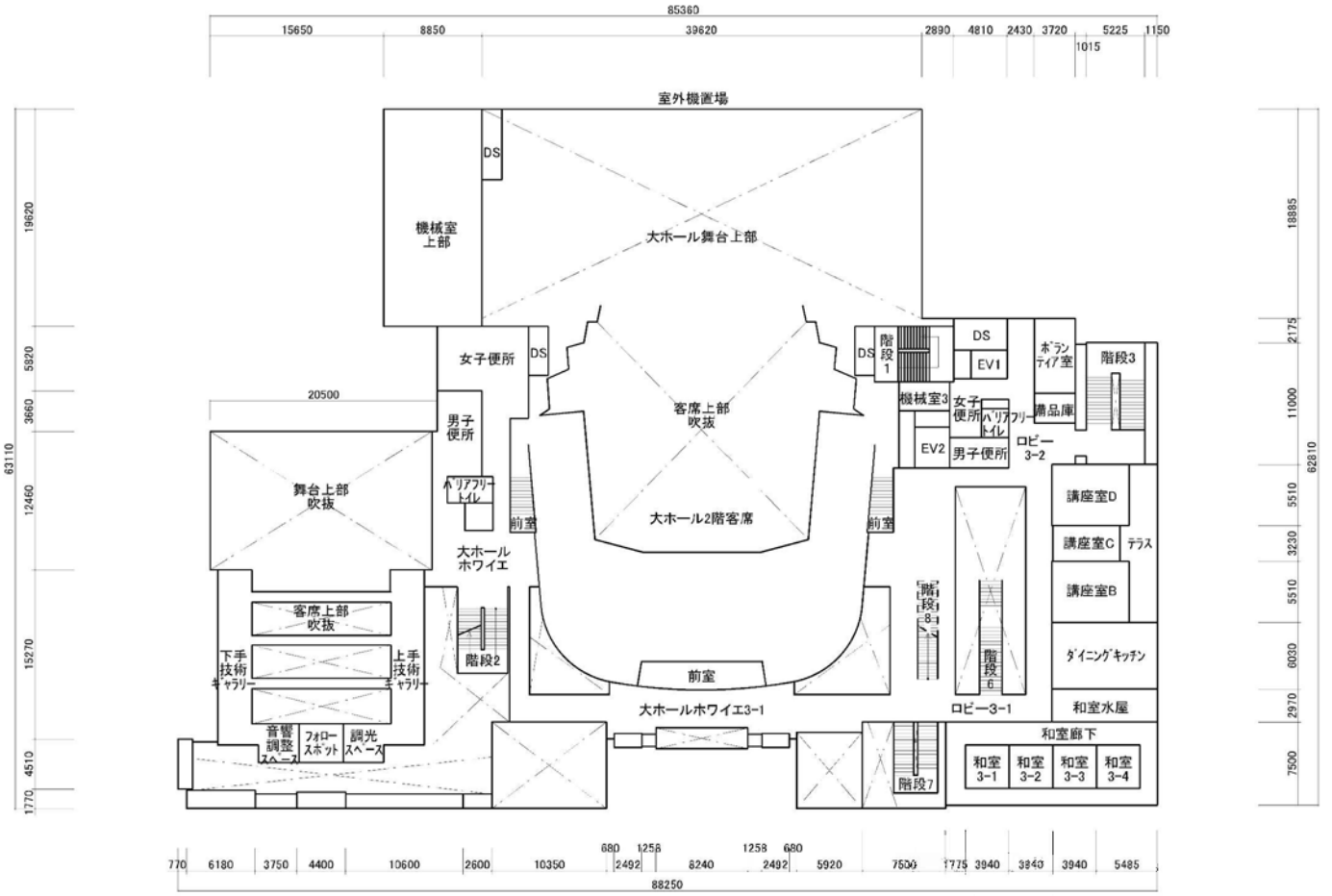

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事　(変更)

4階平面図

単位:ミリメートル

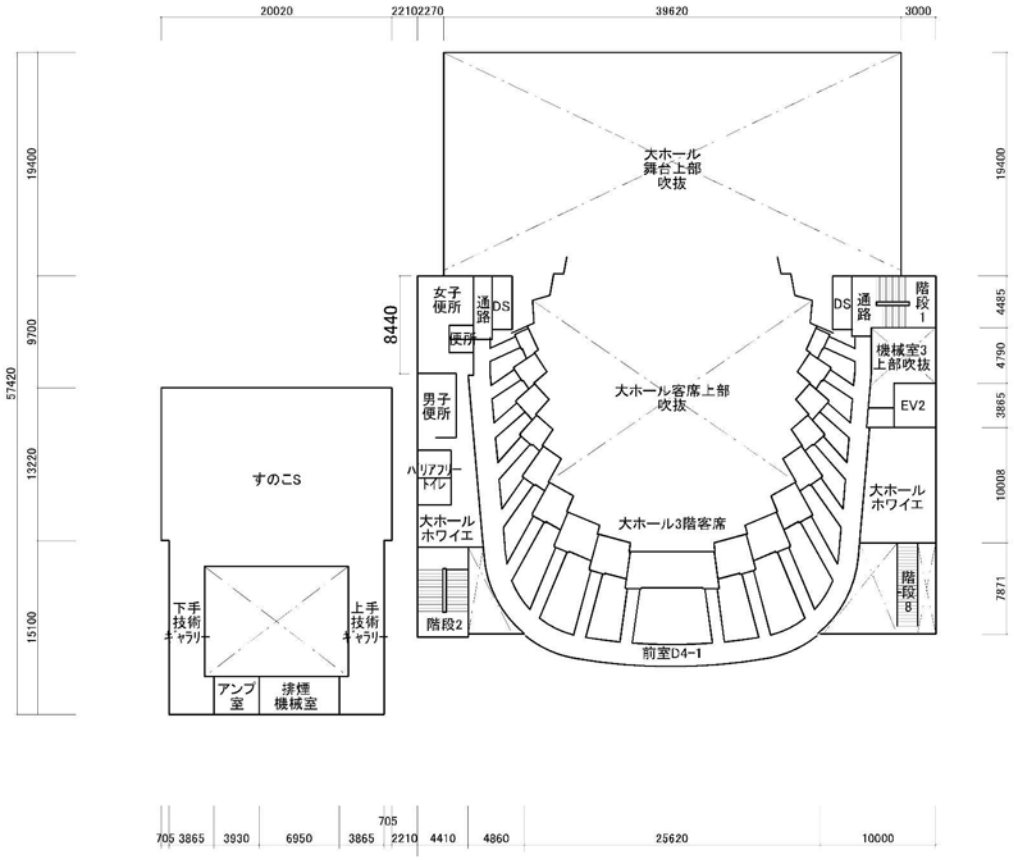

議案第117号

工事請負変更契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事）

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

2　契約金額　　金1,017,060,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金92,460,000円

3　変更契約金額　　金1,087,135,500円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金98,830,500円

4　契約金額の増減額　金70,075,500円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　6,370,500円

5　契約の相手方　　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1

豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体

代表者　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1

豊嶋建設株式会社

代表取締役　豊島　有希

構成員　丸亀市飯山町東坂元800番地1

株式会社監﨑

代表取締役　監﨑　博文

参　照　　工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 （写）

1 工　事　名　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

2 工 事 場 所　　丸亀市飯山町東坂元地内

3 変更後の工期　　着手　令和6年9月13日
完成　令和8年3月6日

4 契約金額の増減額　¥70,075,500-　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥6,370,500-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度並びに支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額

(1)　支払限度額　　令和6年度　¥274,500,000-
令和7年度　¥812,635,500-

(2)　出来高予定額　令和6年度　¥305,030,000-
令和7年度　¥782,105,500-

5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金

丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第34条ただし書の規定により増額しない

6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書のとおり

7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無

☑該当する

分別解体等の方法等　□　変更あり（別紙のとおり）
☑　変更なし

□ 該当しない

8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和6年9月13日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原契約書とともに保有する。

令和7年11月4日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者　市長　松永　恭二　　㊞

受　注　者　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1
豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体
代表者　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1
豊嶋建設株式会社
代表取締役　豊島　有希　　㊞
構成員　丸亀市飯山町東坂元800番地1
株式会社監﨑
代表取締役　監﨑　博文　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事（変更）
工　事　概　要	【長寿命化大規模改修工事】 1　構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 4,084.85 ㎡ 2　工事概要 防水改修、屋根改修、外壁改修、建具改修、内装改修、 塗装改修、環境配慮改修、昇降機械設置、外構他 （変更） 外壁劣化補修　増工、内部躯体劣化補修　追加 サブアリーナ土間コンクリート改修　追加 屋内樋経路　変更、既設鉄骨材耐火被覆　追加 上記に係る建築工事一式

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

工事場所

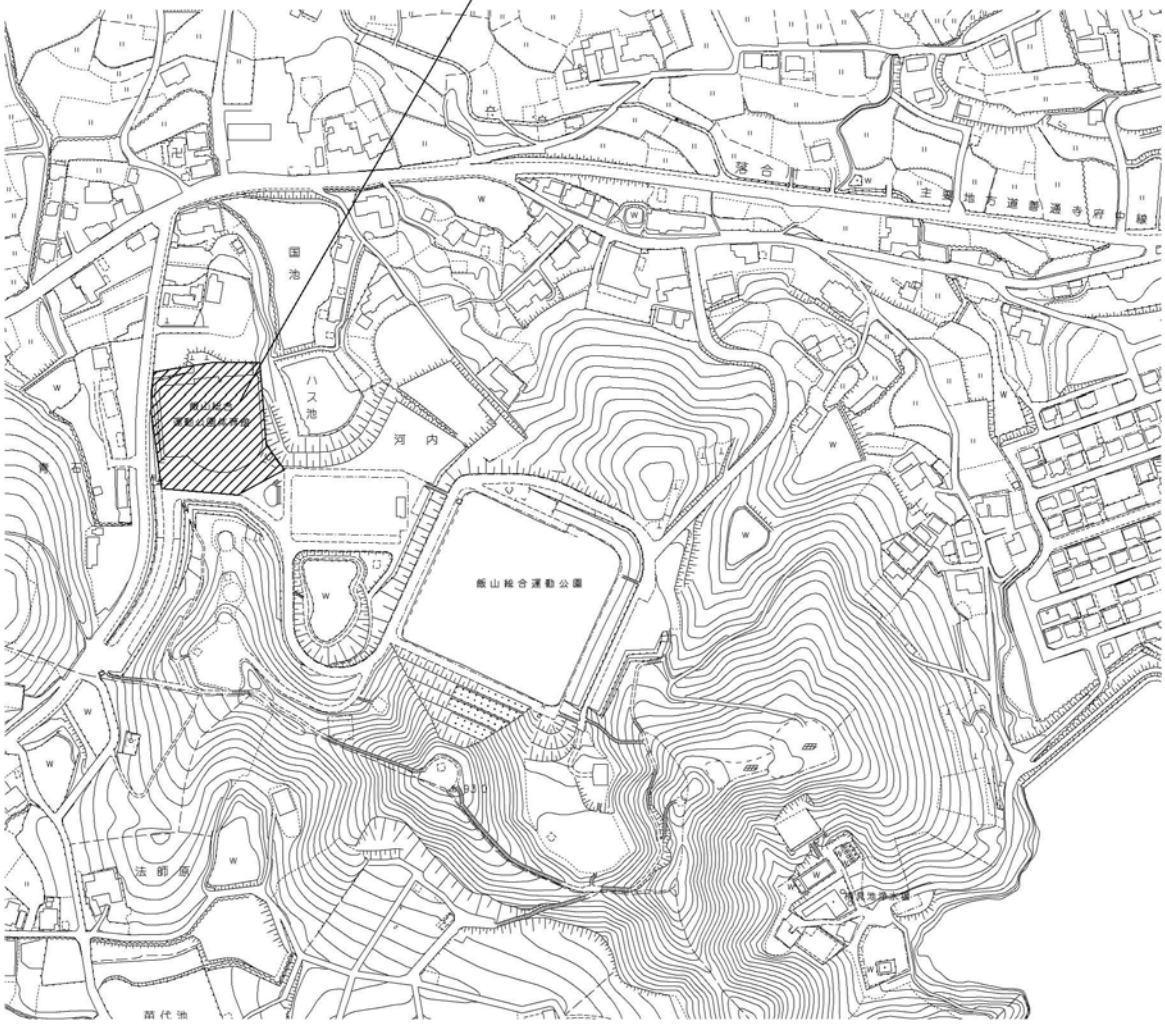

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

1階平面図　単位：ミリメートル

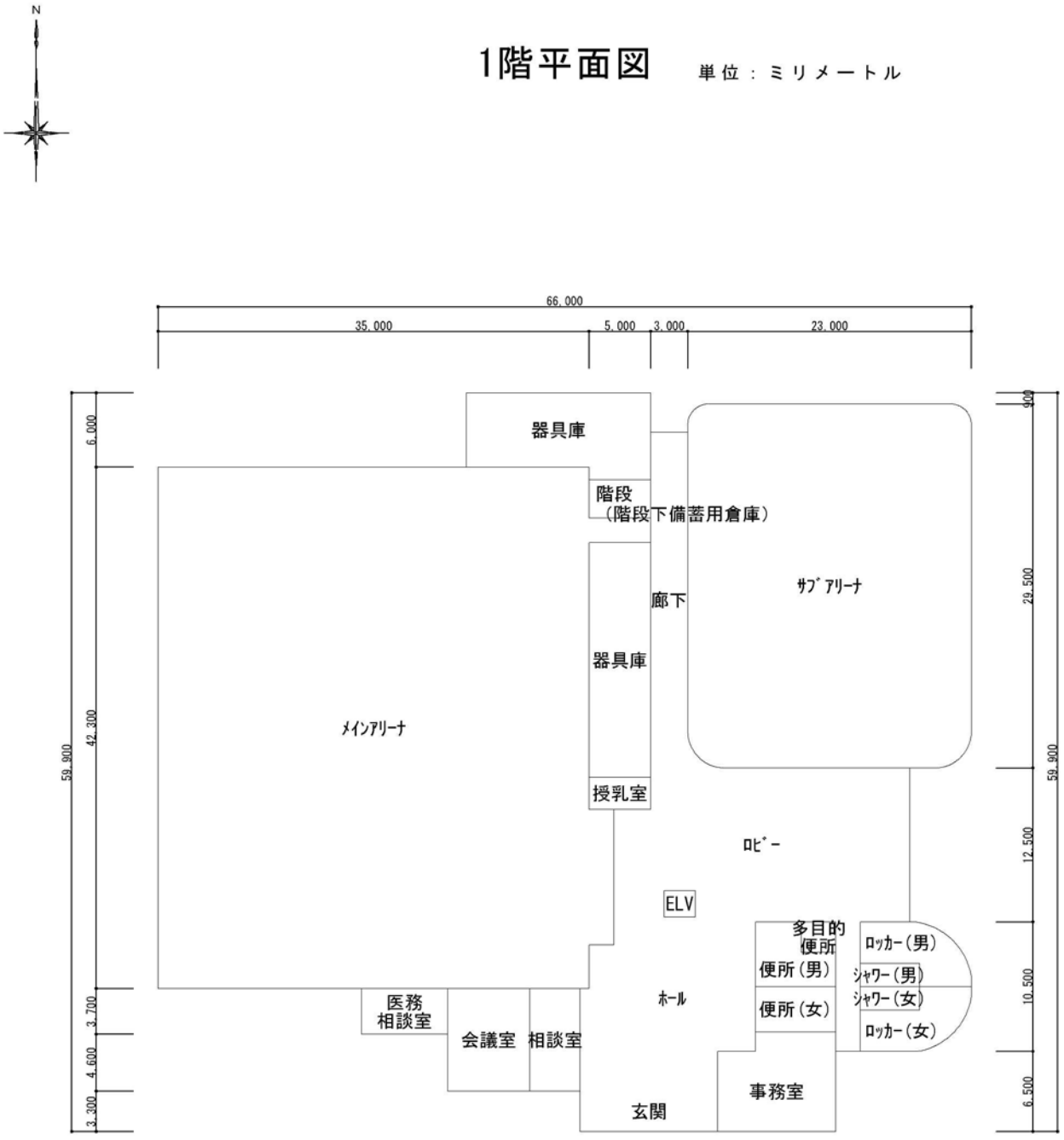

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

2階平面図　単位：ミリメートル

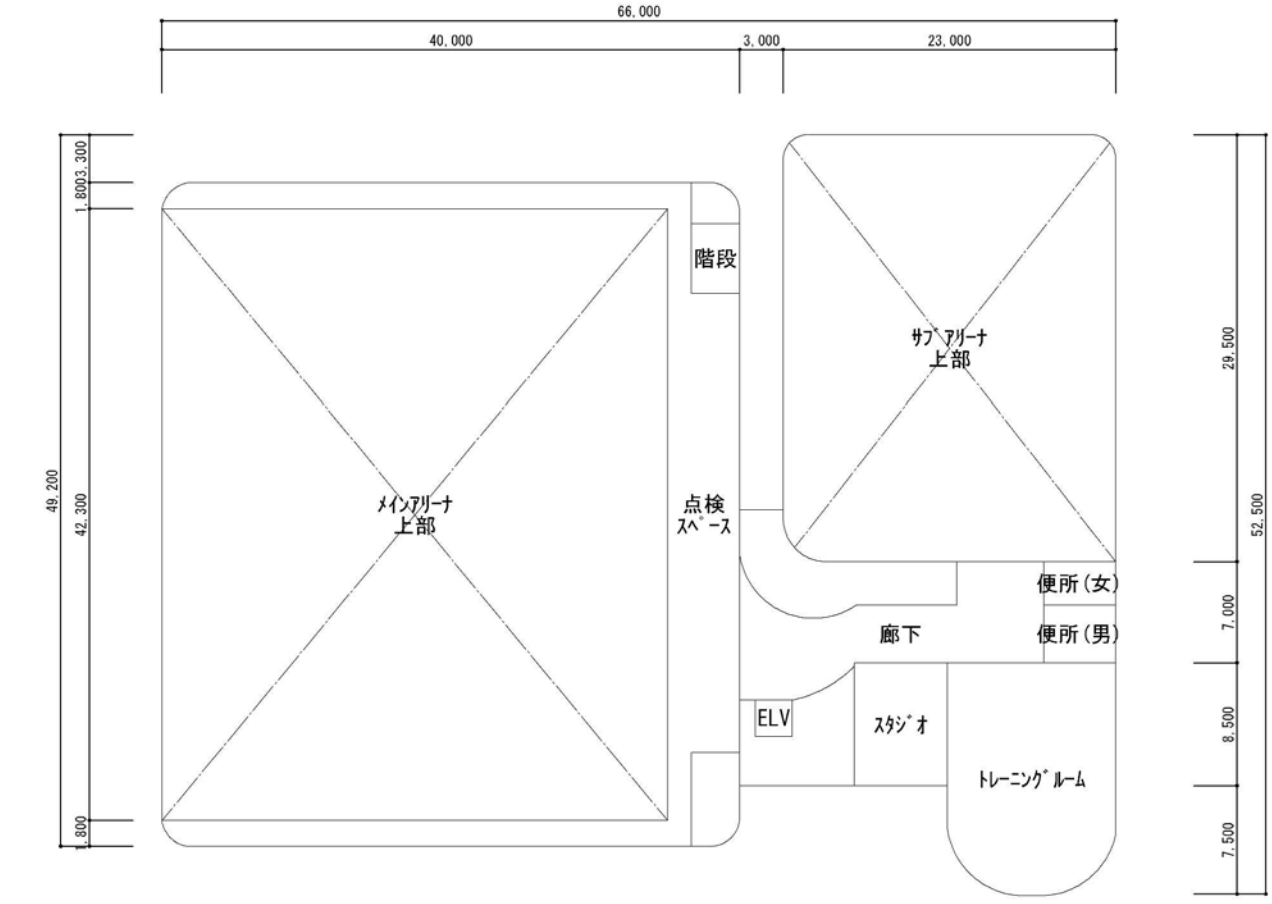

議案第118号

工事請負変更契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事）

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事

2　契約金額　　金365,266,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金33,206,000円

3　変更契約金額　　金371,217,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金33,747,000円

4　契約金額の増減額　金5,951,000円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　541,000円

5　契約の相手方　　丸亀市川西町北2244番地2

株式会社管電エンジニアリング

代表取締役　三野　耕作

参　照　　工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 （写）

1 工　事　名　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事
2 工 事 場 所　　丸亀市飯山町東坂元地内
3 変更後の工期　　着手　令和６年９月 13 日
　　完成　令和８年３月６日
4 契約金額の増減額　¥5,951,000-　増額
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥541,000-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度並びに支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額
　(1)　支払限度額　　令和６年度　¥98,600,000-
　　令和７年度　¥272,617,000-
　(2)　出来高予定額　令和６年度　¥109,560,000-
　　令和７年度　¥261,657,000-
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書の通り
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑該当する
　　分別解体等の方法等　□　変更あり（別紙のとおり）
　　☑　変更なし
　□ 該当しない
8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和６年９月 13 日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を原契約書とともに保有する。

令和７年 11 月４日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目４番 21 号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　丸亀市川西町北 2244 番地２
　株式会社管電エンジニアリング
　代表取締役　三野　耕作　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	飯山総合運動公園体育館長寿命化 大規模改修に伴う機械設備工事（変更）
工　事　概　要	【長寿命化大規模改修工事】 1　構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 4,084.85 ㎡ 2　工事概要 空気調和設備、衛生器具設備、給排水設備、給湯設備、 液化石油ガス設備、屋内消火設備他 （変更） トレーニングルーム空調設備　追加 屋外排水配管改修　追加 上記に係る機械設備工事一式

議案第119号

工事請負変更契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事）

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事

2　契約金額　　金317,900,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金28,900,000円

3　変更契約金額　　金320,241,900円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金29,112,900円

4　契約金額の増減額　金2,341,900円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　212,900円

5　契約の相手方　　丸亀市土器町北一丁目44番地

中央電業株式会社

代表取締役　和泉　清憲

参　照　　工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 （写）

1 工　事　名　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事
2 工 事 場 所　　丸亀市飯山町東坂元地内
3 変更後の工期　　着手　令和６年９月 13 日
　　完成　令和８年３月６日
4 契約金額の増減額　¥2,341,900-　増額
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥212,900-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度並びに支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額
　(1)　支払限度額　　令和６年度　¥85,800,000-
　　令和７年度　¥234,441,900-
　(2)　出来高予定額　令和６年度　¥95,370,000-
　　令和７年度　¥224,871,900-
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書の通り
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑該当する
　　分別解体等の方法等　□　変更あり（別紙のとおり）
　　☑　変更なし
　□ 該当しない
8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和６年９月 13 日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を原契約書とともに保有する。

令和７年 11 月４日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目４番 21 号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　㊞

受　注　者　丸亀市土器町北一丁目 44 番地
　中央電業株式会社
　代表取締役　和泉　清憲　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	飯山総合運動公園体育館長寿命化 大規模改修に伴う電気設備工事（変更）
工　事　概　要	【長寿命化大規模改修工事】 1　構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 4,084.85 ㎡ 2　工事概要 電灯設備、動力設備、太陽光発電設備、空調用発電設備、 誘導支援設備、監視カメラ設備、火災報知設備他 （変更） サブアリーナ土間配管　追加 メインアリーナケーブルラック　廃工 誘導灯仕様　変更 上記に係る電気設備工事一式

議案第120号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城東小学校校舎改築工事）

丸亀市立城東小学校校舎改築工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　丸亀市立城東小学校校舎改築工事

2　契約金額　　金3,762,000,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金342,000,000円

3　変更契約金額　　金4,532,315,700円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金412,028,700円

4　契約金額の増減額　金770,315,700円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金70,028,700円

5　契約の相手方　　丸亀市原田町2182番地1

合田・第二・丸井特定建設工事共同企業体

代表者　丸亀市原田町2182番地1

株式会社合田工務店　丸亀営業所

所長　近藤　大樹

構成員　丸亀市福島町8番地5

第二建築株式会社

代表取締役　島川　修治

構成員　丸亀市田村町1711番地

株式会社丸井工務店

代表取締役　丸井　良子

参　照　　工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書（写）

1 工　　事　　名　　丸亀市立城東小学校校舎改築工事
2 工 事 場 所　　丸亀市土器町西五丁目　地内
3 変更後の工期　　着手　　令和　6年　3月 25日から
　　完成　　令和　8年　1月 30日まで
4 契約金額の増減額　　¥770,315,700- 増額
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥70,028,700-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1） 支払限度額　　令和５年度　金０円
　　令和６年度　金 1,350,910,000 円
　　令和７年度　金 3,181,405,700 円
（2） 出来高予定額　　令和５年度　金０円
　　令和６年度　金 1,501,020,000 円
　　令和７年度　金 3,031,295,700 円
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 32 条第２号の規定により免除
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書のとおり
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する　　分別解体等の方法等　☐ 変更あり（別紙のとおり）
　　☑ 変更なし
　☐ 該当しない
8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和６年３月２５日に締結した契約を変更する令和７年３月１１日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書４通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を令和６年３月２５日付で締結した契約書及び令和７年３月１１日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和７年 11 月 12 日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目４番 21 号
　　丸亀市
　　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　丸亀市原田町 2182 番地１
　　合田・第二・丸井特定建設工事共同企業体

　　代表者　丸亀市原田町 2182 番地１
　　株式会社合田工務店　丸亀営業所
　　所長　近藤　大樹　　印

構成員　丸亀市福島町８番地５
第二建築株式会社
代表取締役　島川　修治　　印

構成員　丸亀市田村町 1711 番地
株式会社丸井工務店
代表取締役　丸井　良子　　印

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）
工　事　概　要	【校舎等改築工事】 構造・規模 ① 校舎棟・屋内運動場棟 鉄筋コンクリート造４階建て 建築面積 3,812.91 ㎡　延床面積 10,937.40 ㎡ ② 受水槽ポンプ室　軽量鉄骨造　床面積 8.0 ㎡ ③ 外構・駐車場（51 台） （変更） 高強度既成コンクリート杭工法へ変更 構造躯体の数量増減、屋内運動場空調機設置に伴う変更 東側通路整備内容の増工 上記に係る建築工事一式

丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）
付近見取図

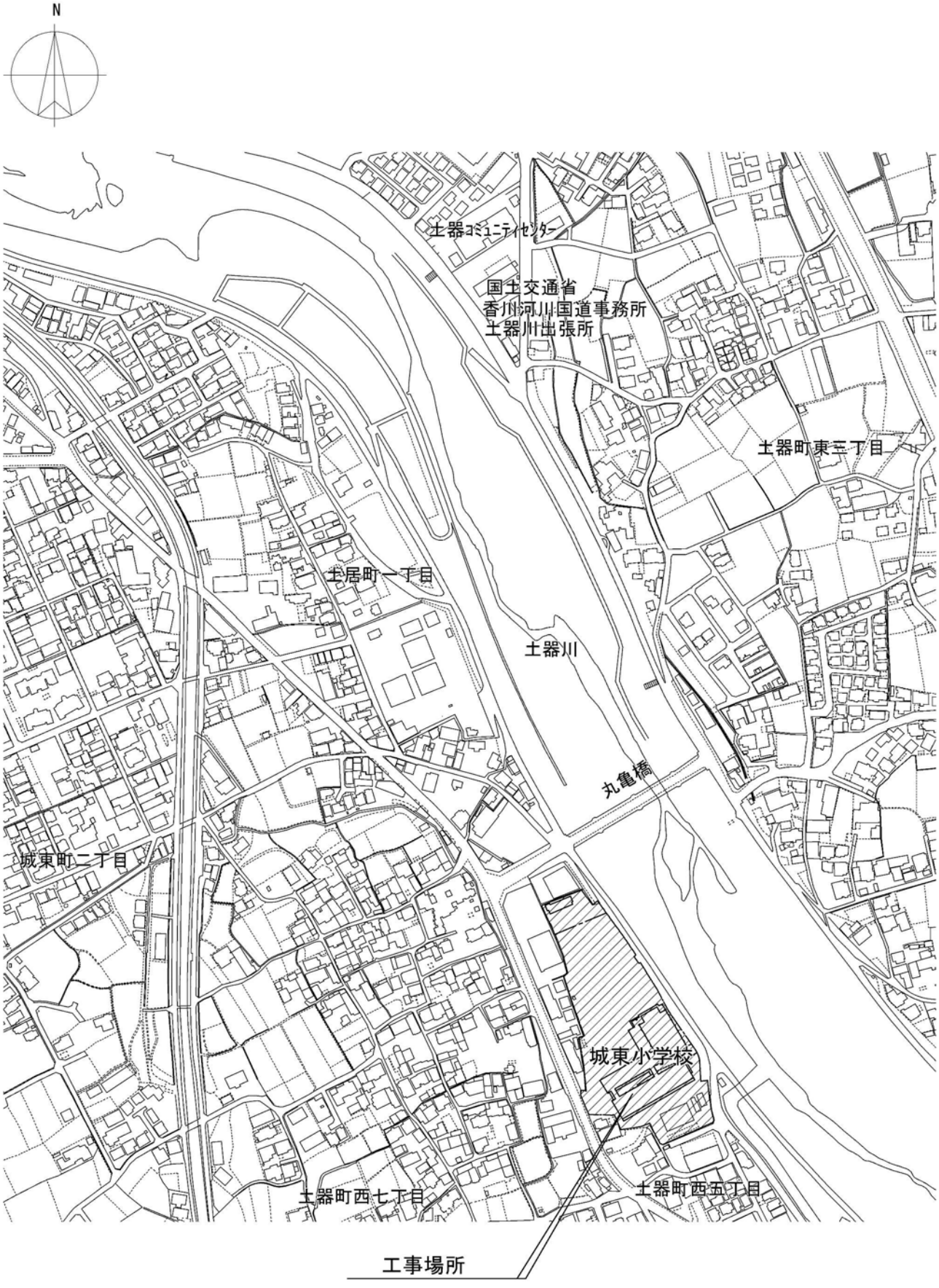

丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）

配置図

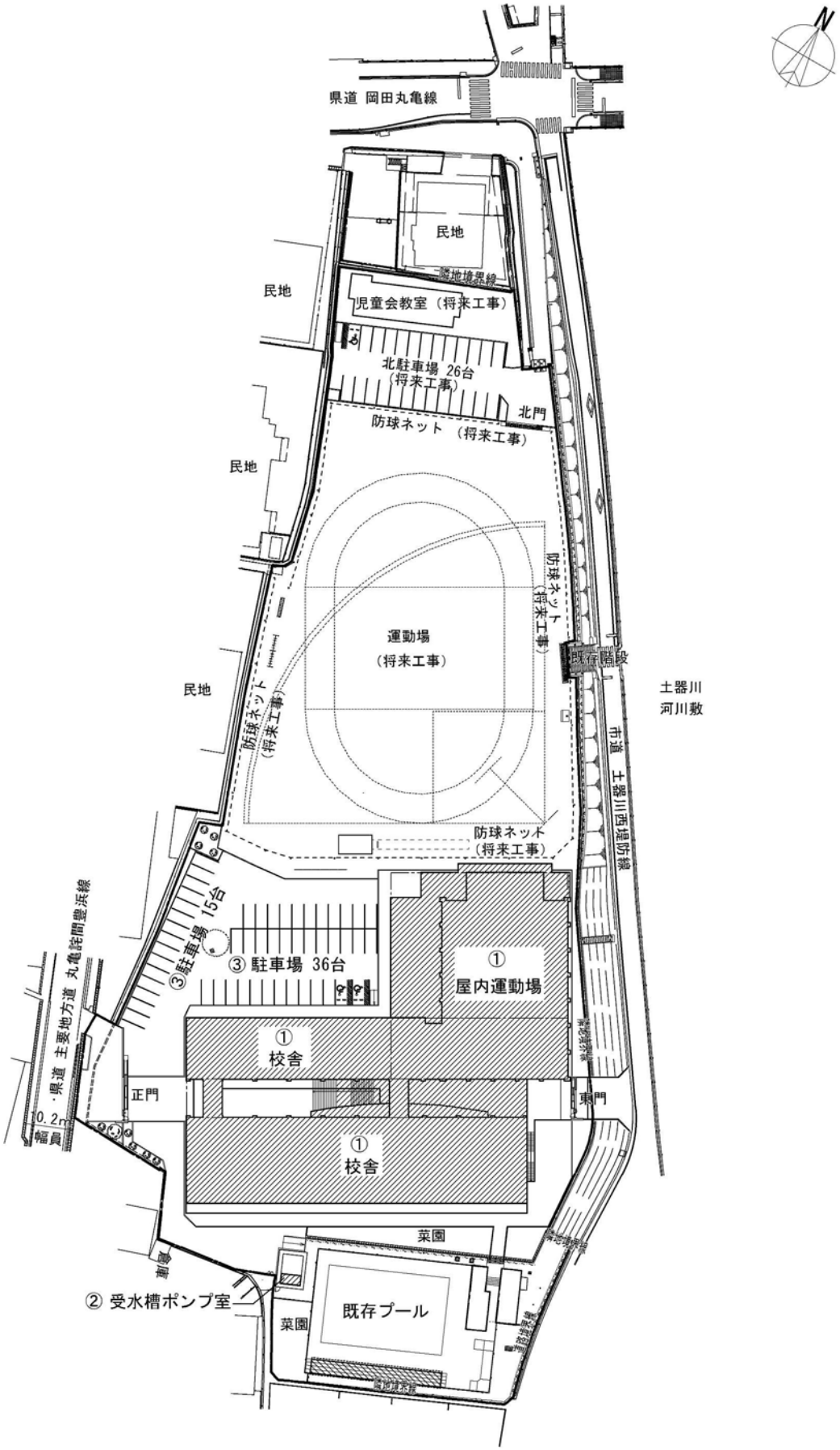

丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）

1階平面図

単位：ミリメートル

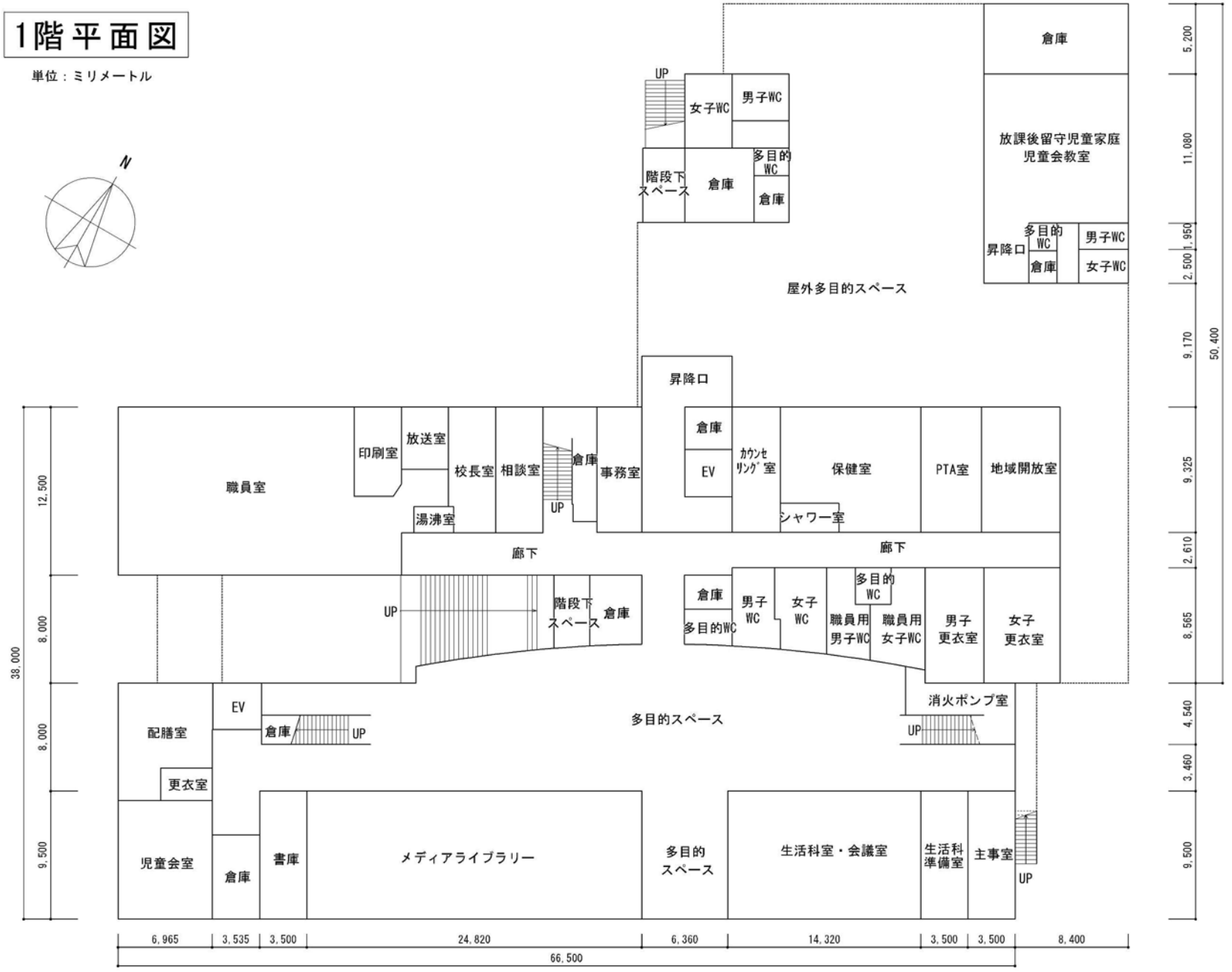

丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）

2階平面図

単位：ミリメートル

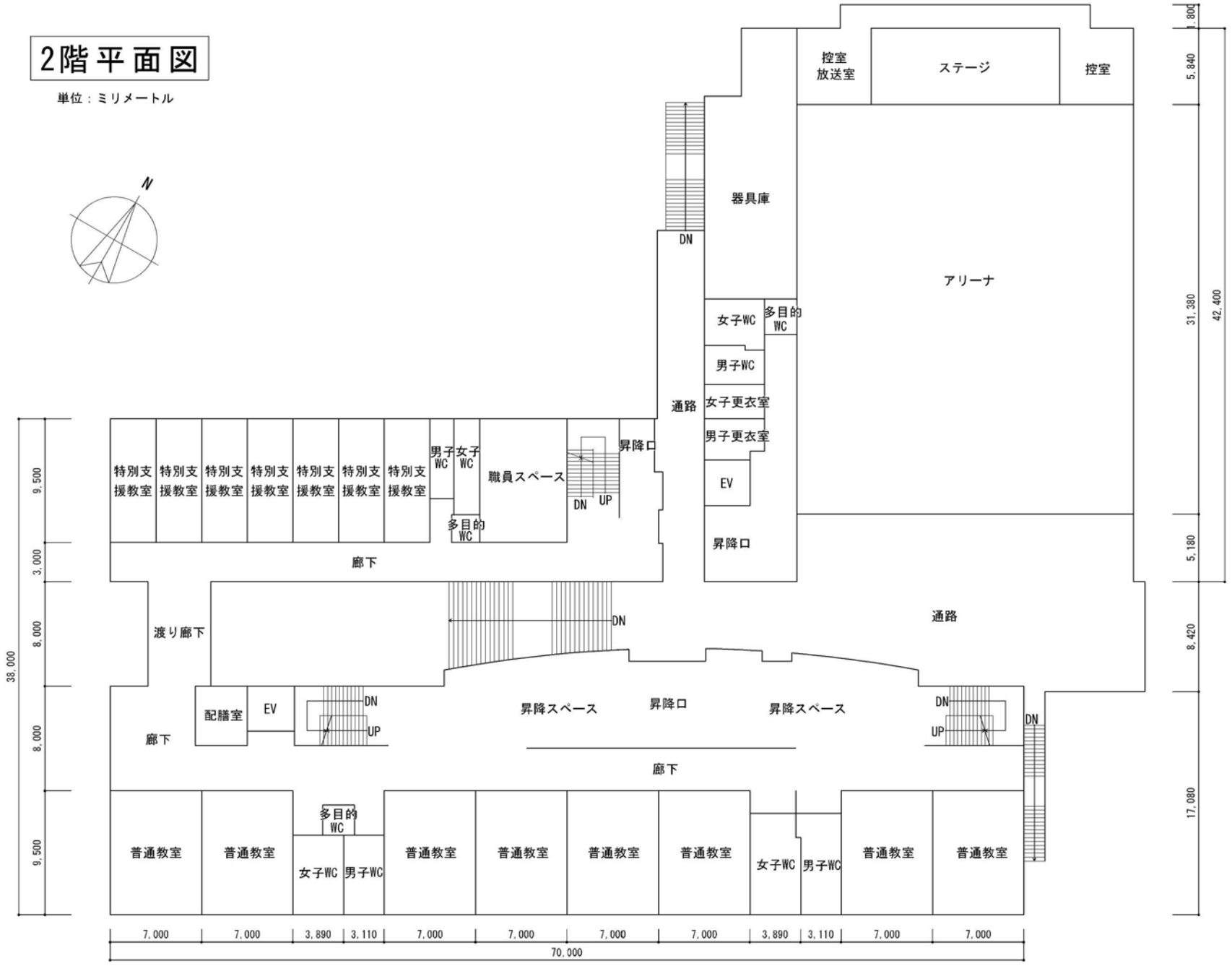

丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）

3階平面図

単位：ミリメートル

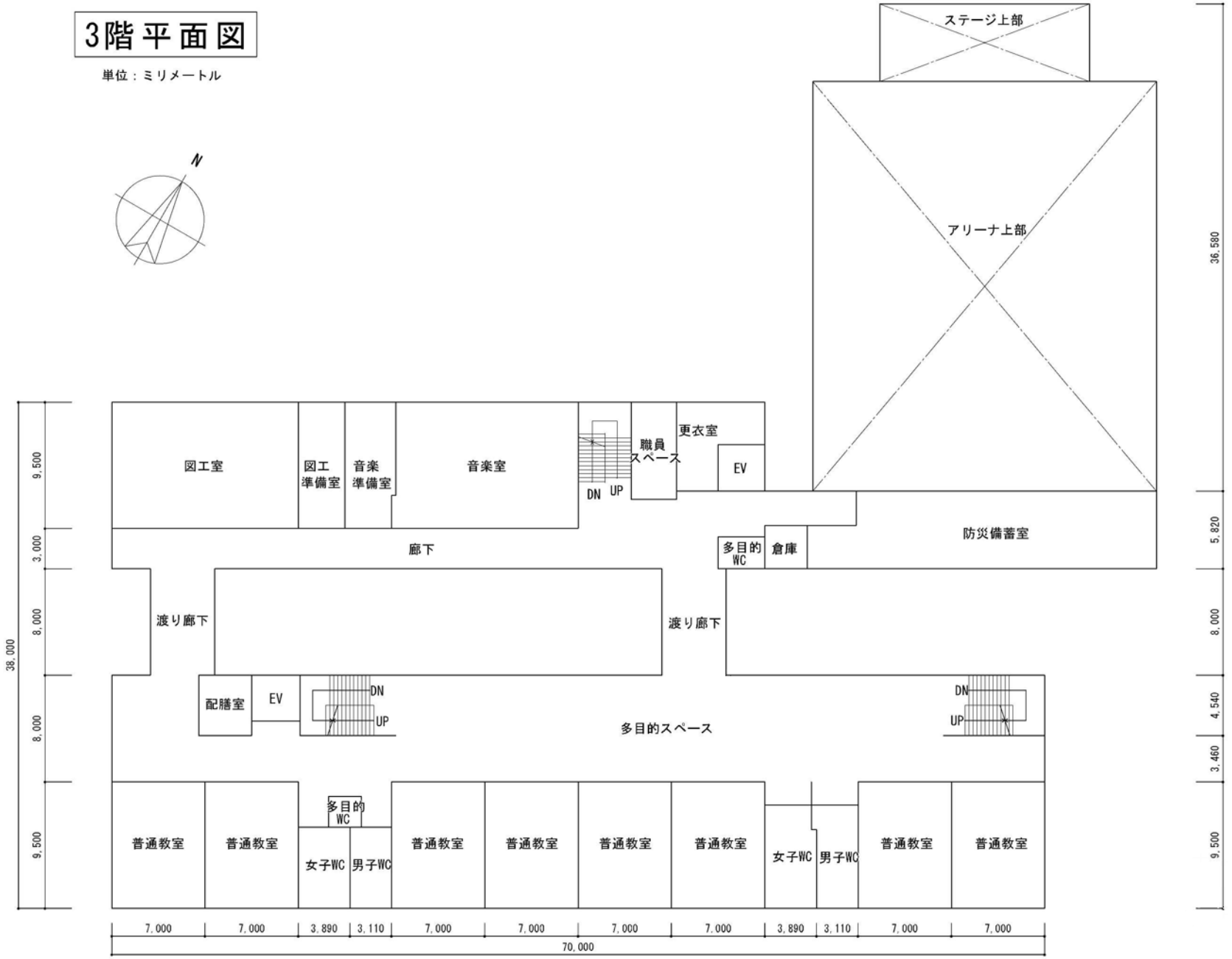

丸亀市立城東小学校校舎改築工事（変更）

4階平面図

単位：ミリメートル

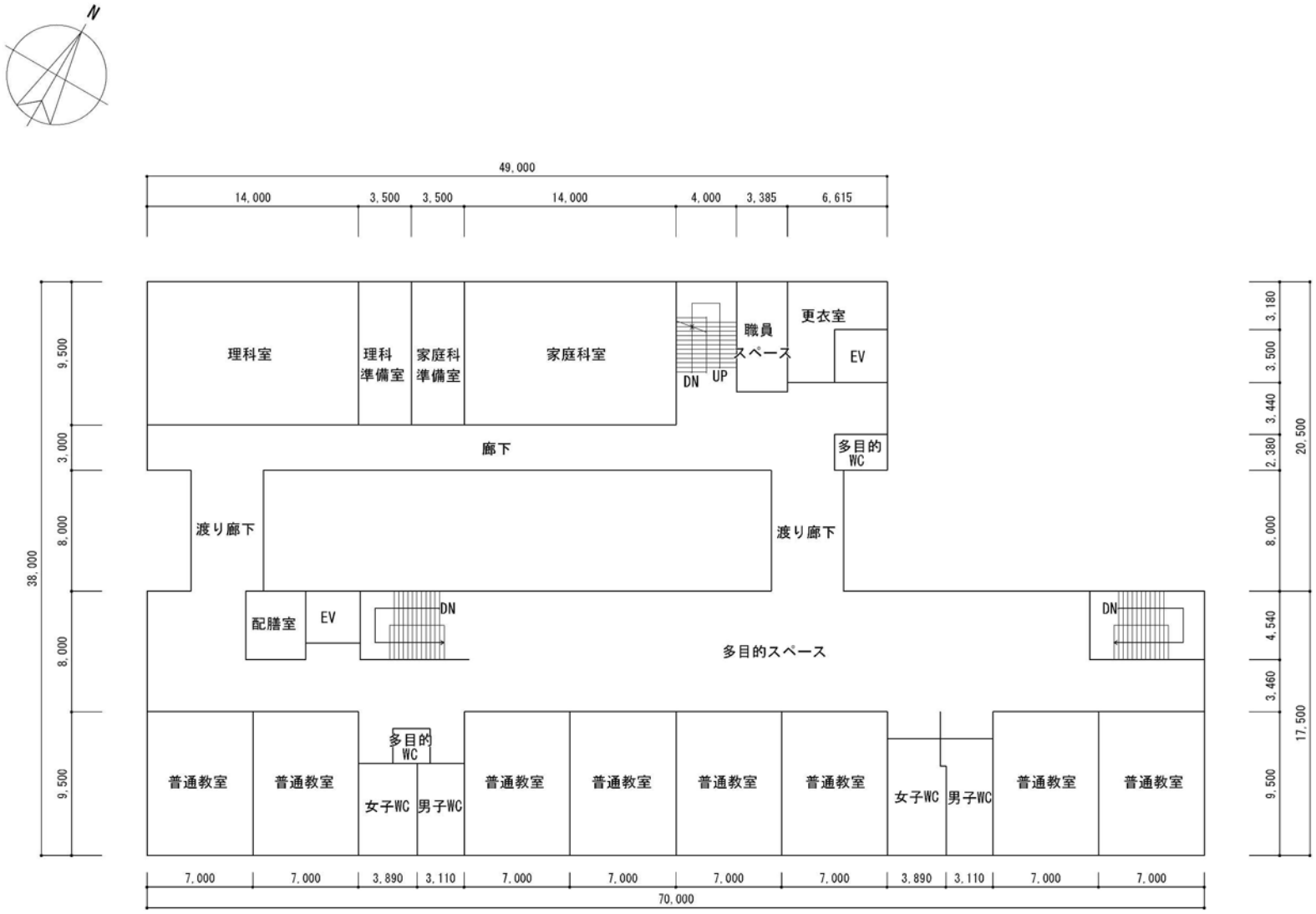

議案第121号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事）

丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事

2　契約金額　　金547,800,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金49,800,000円

3　変更契約金額　　金561,316,800円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金51,028,800円

4　契約金額の増減額　金13,516,800円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金1,228,800円

5　契約の相手方　　丸亀市土器町西五丁目502番地

高木工業所・四国テクニカ特定建設工事共同企業体

代表者　丸亀市土器町西五丁目502番地

株式会社高木工業所

代表取締役　高木　伸基

構成員　丸亀市飯山町上法軍寺100番地1

株式会社四国テクニカ

代表取締役　久米井　直人

参　照　　工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書（写）

1 工　　事　　名　　丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事
2 工 事 場 所　　丸亀市土器町西五丁目　地内
3 変更後の工期　　着手　　令和　6年　3月 25日から
　　完成　　令和　8年　1月 30日まで
4 契約金額の増減額　　¥13,516,800-　増額
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥1,228,800-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1） 支払限度額　　令和５年度　金０円
　　令和６年度　金 197,140,000 円
　　令和７年度　金 364,176,800 円
（2） 出来高予定額　　令和５年度　金０円
　　令和６年度　金 219,050,000 円
　　令和７年度　金 342,266,800 円
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書のとおり
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する　　分別解体等の方法等　☐ 変更あり（別紙のとおり）
　　☑ 変更なし
　☐ 該当しない
8 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和６年３月２５日に締結した契約を変更する令和７年３月１１日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書３通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を令和６年３月２５日付で締結した契約書及び令和７年３月１１日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和７年１１月７日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目４番 21 号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　丸亀市土器町西五丁目 502 番地
　高木工業所・四国テクニカ特定建設工事共同企業体

　代表者　丸亀市土器町西五丁目 502 番地
　株式会社高木工業所
　代表取締役　高木　伸基　　印

構成員　丸亀市飯山町上法軍寺 100 番地 1
株式会社四国テクニカ
代表取締役　久米井　直人　　印

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事（変更）
工　事　概　要	【校舎等改築工事】 構造・規模 ① 校舎棟・屋内運動場棟 鉄筋コンクリート造４階建て 建築面積 3,812.91 ㎡　延床面積 10,937.40 ㎡ ② 受水槽ポンプ室　軽量鉄骨造　床面積 8.0 ㎡ ③ 外構・駐車場（51 台） (変更) 換気設備の追加、地中障害物の撤去、雨水排水経路の変更 上記に係る機械設備工事一式

議案第122号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事）

丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事

2　契約金額　　金402,866,200円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金36,624,200円

3　変更契約金額　　金414,034,500円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金37,639,500円

4　契約金額の増減額　金11,168,300円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金1,015,300円

5　契約の相手方　　丸亀市飯野町西分145番地1

株式会社カナック　丸亀営業所

所長　畑　彰利

参　照　　工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書（写）

1 工　　事　　名　　丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事
2 工 事 場 所　　丸亀市土器町西五丁目　地内
3 変更後の工期　　着手　　令和　6年　3月 25日から
　　完成　　令和　8年　1月 30日まで
4 契約金額の増減額　　￥11,168,300-　増額
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥1,015,300-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1） 支払限度額　　令和５年度　金０円
　　令和６年度　金 144,470,000 円
　　令和７年度　金 269,564,500 円
（2） 出来高予定額　　令和５年度　金０円
　　令和６年度　金 160,530,000 円
　　令和７年度　金 253,504,500 円
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等　別冊設計書のとおり
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する　　分別解体等の方法等　☐ 変更あり（別紙のとおり）
　　☑ 変更なし
　☐ 該当しない
8 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和６年３月２５日に締結した契約を変更する令和７年３月１１日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を令和６年３月２５日付で締結した契約書及び令和７年３月１１日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和７年１１月７日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目４番 21 号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　丸亀市飯野町西分 145 番地１
　株式会社カナック　丸亀営業所
　所長　畑　彰利　　印

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事（変更）
工　事　概　要	【校舎等改築工事】 構造・規模 ① 校舎棟・屋内運動場棟 鉄筋コンクリート造４階建て 建築面積3,812.91㎡　延床面積10,937.40㎡ ② 受水槽ポンプ室　軽量鉄骨造　床面積8.0㎡ ③ 外構・駐車場（51台） （変更） 非常用照明、自動火災報知設備の追加、電動カーテン用の電源追加 上記に係る電気設備工事一式

議案第123号

工事請負変更契約の締結について（(仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事）

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事

2　契約金額　　金221,100,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金20,100,000円

3　変更契約金額　　金233,239,600円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金21,203,600円

4　契約金額の増減額　金12,139,600円　増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金1,103,600円

5　契約の相手方　　丸亀市北平山町一丁目8番19号

川﨑電気工業株式会社

代表取締役　川﨑　明則

参　照　　工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 （写）

1 工　事　名　　(仮称)城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事
2 工 事 場 所　　丸亀市土器町西四丁目　地内
3 変更後の工期　　着手　　令和　6年 10月　4日から
　　完成　　令和　8年　1月 30日まで
4 契約金額の増減額　　¥12,139,600-（増額）
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥1,103,600-
　変更後の丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)第57条(債務負担行為に係る契約の特則)の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
　(1) 支払限度額　　令和6年度　¥39,700,000-
　　令和7年度　¥193,539,600-
　(2) 出来高予定額　　令和6年度　¥44,220,000-
　　令和7年度　¥189,019,600-
5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
　丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)第34条ただし書の規定により増額しない
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等
　別冊設計書の通り
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する　　分別解体等の方法等　□ 変更あり（別紙のとおり）
　　☑ 変更なし
　□ 該当しない
8 建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
9 本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和6年10月4日付で締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原契約書とともに保有する。

令和7年11月10日

発　注　者　丸亀市大手町二丁目4番21号
　丸亀市
　代表者　市長　松永　恭二　　印

受　注　者　住　所　丸亀市北平山町一丁目8番19号
　氏　名　川﨑電気工業株式会社
　代表取締役　川﨑　明則　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う 電気設備工事（変更）
工事概要	【園舎新築工事】 構造・規模 ①園舎棟　鉄筋コンクリート造２階建 建築面積 1,636.27 ㎡　延床面積 2,884.77 ㎡ ②屋外倉庫棟　鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 73.70 ㎡　延床面積 73.70 ㎡ ③その他　プール、駐輪場、外構整備 （変更） 園内駐車場外灯整備の増工、避難誘導灯の仕様変更 上記工事に係る電気設備工事　一式

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事（変更）

付近見取図

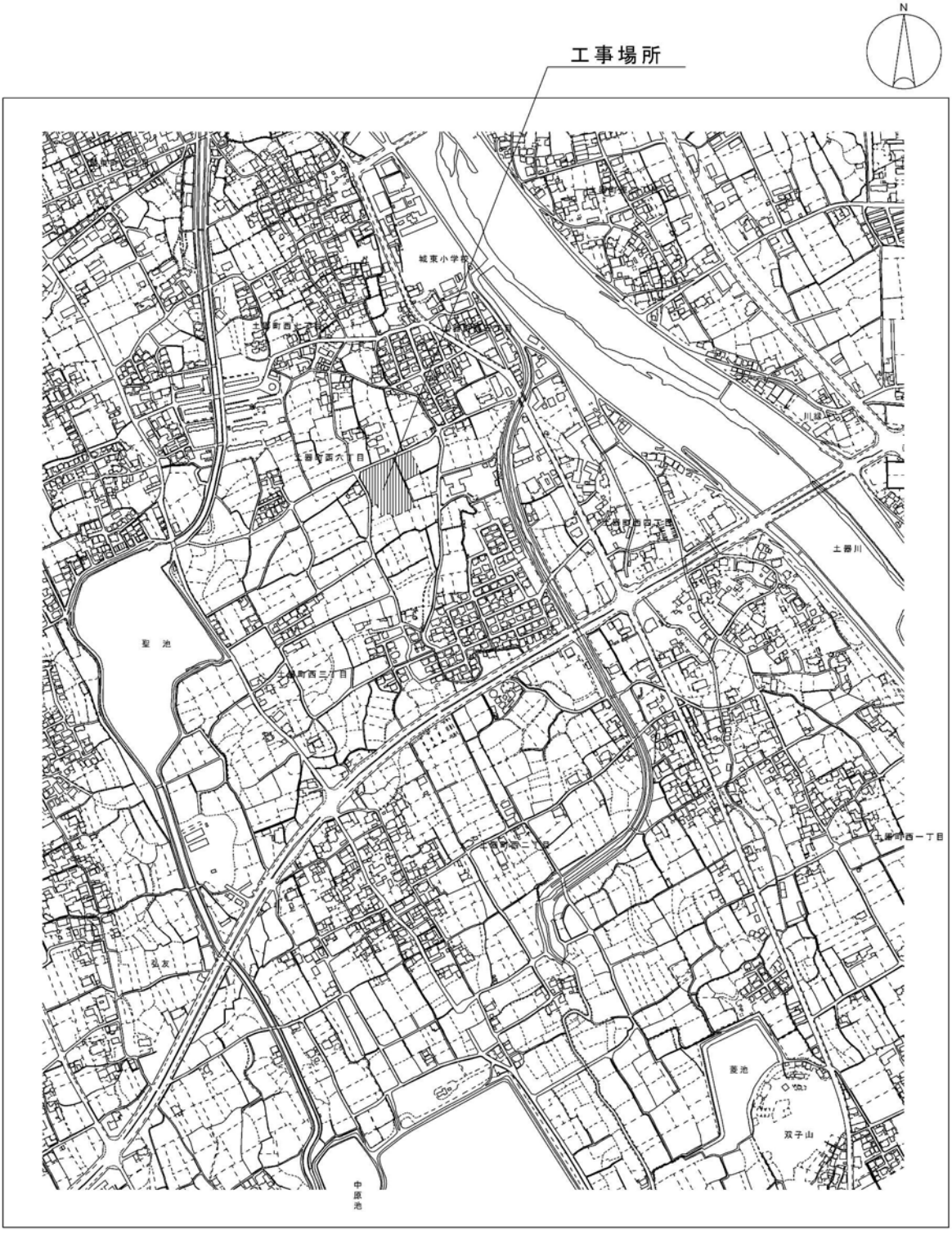

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事（変更）

配置図

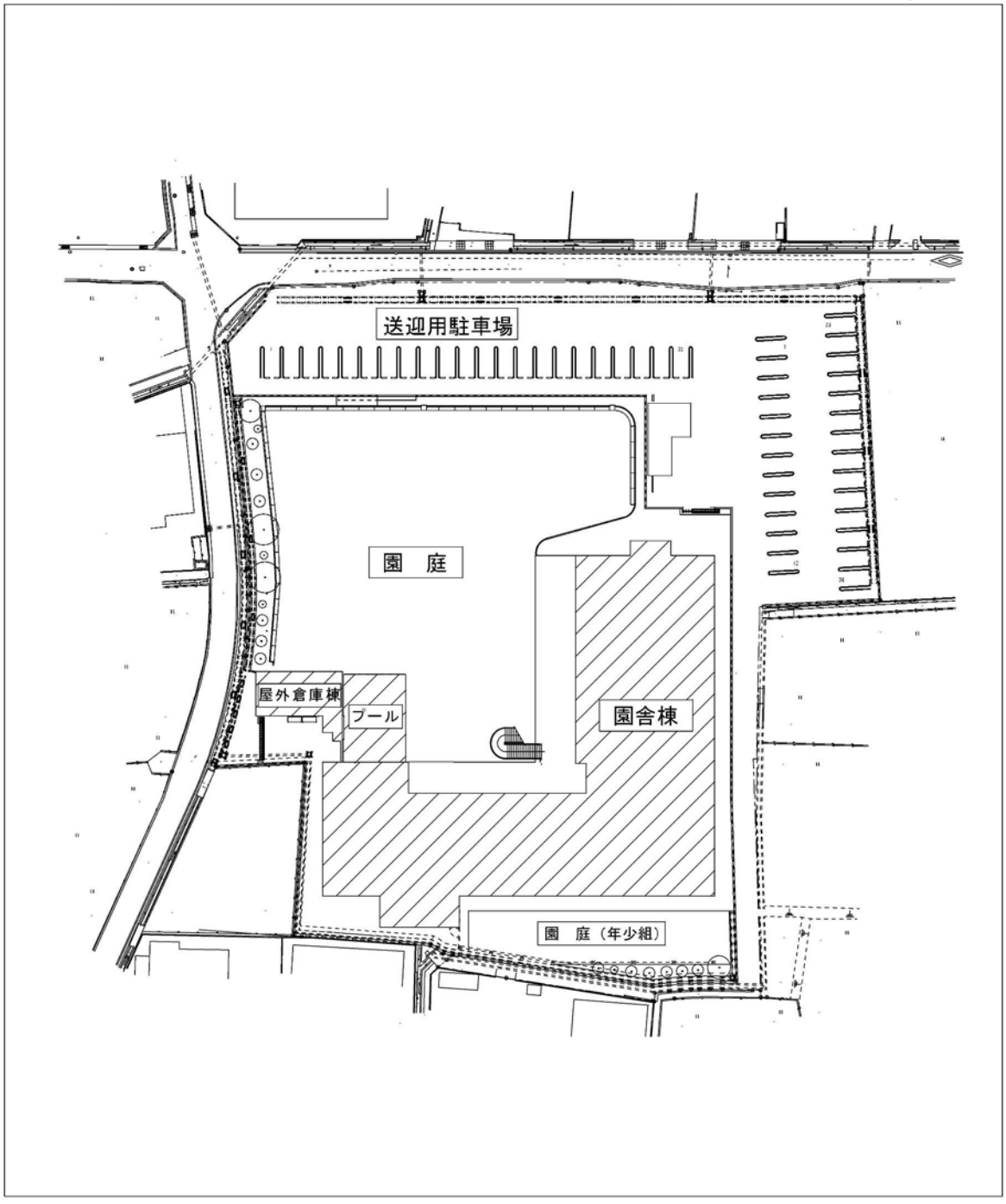

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事（変更）

１階平面図

単位：ミリメートル

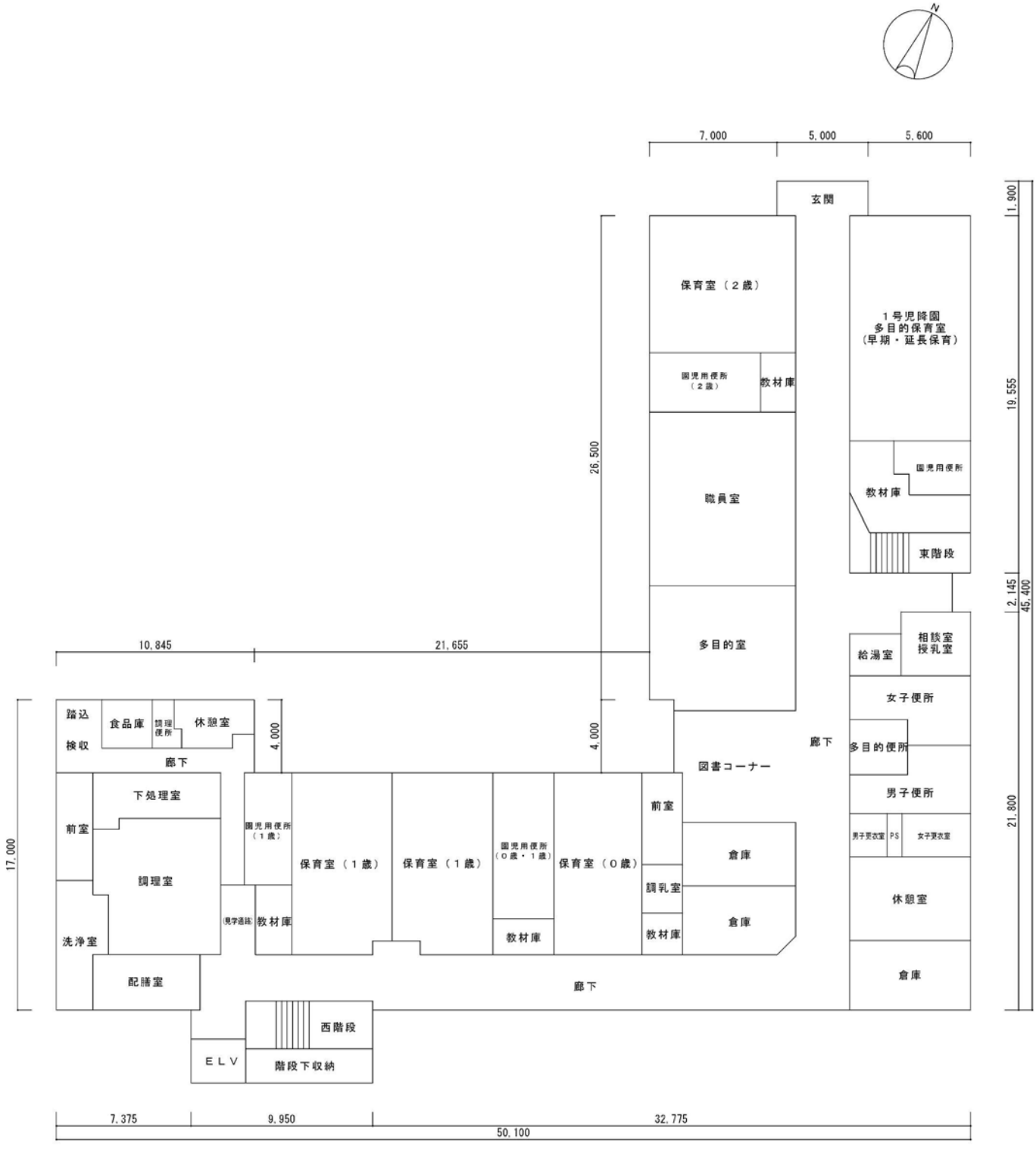

（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事（変更）

２階平面図

単位：ミリメートル

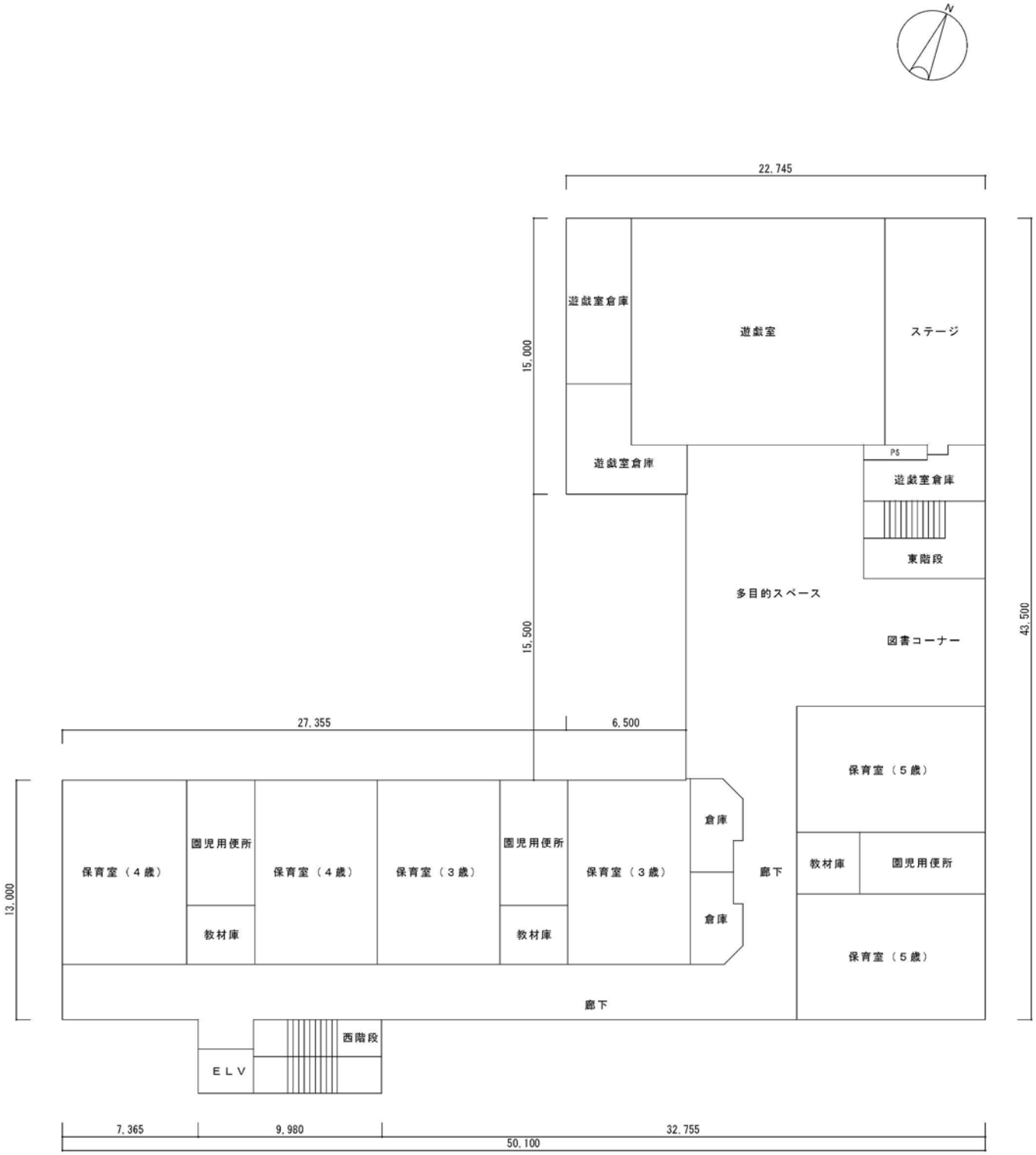

議案第124号

工事請負契約の締結について（丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業に係る設計・建設業務請負契約）

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業に係る設計・建設業務に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業
設計・建設業務請負契約

2　契約の方法　　公募型プロポーザルによる随意契約

3　契約金額　　金3,489,332,000円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　金317,212,000円

4　契約の相手方

①設計企業・工事監理企業

大阪府尾坂市中央区高麗橋二丁目6番10号

株式会社東畑建築事務所　本社オフィス大阪

取締役　代表　永田　久子

②建築JV

合田・大建特定建設工事共同企業体

代表者

丸亀市原田町2182番地1

株式会社合田工務店　丸亀営業所

所長　近藤　大樹

代表者以外の構成員

丸亀市郡家町1032番地1

大建住宅株式会社

代表者取締役　大岡　信夫

③給排水設備 JV

四電工・四国テクニカ特定建設工事共同企業体

代表者

丸亀市田村町 1616 番地 1

株式会社四電工　中讃西営業所

所長　我部山　耕一

代表者以外の構成員

丸亀市飯山町上法軍寺 100 番地 1

株式会社四国テクニカ

代表取締役　久米井　直人

④電気設備 JV

四電工・新光電装特定建設工事共同企業体

代表者

（③の代表者と同じ）

代表者以外の構成員

丸亀市飯野町東二 1486 番地

新光電装株式会社

代表取締役　谷本　順三

⑤調理設備企業

高松市林町 2501-1

株式会社中西製作所　高松営業所

所長　楠原　昌尚

参　照　　設計・建設業務請負仮契約書（写）別紙のとおり

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業
設計・建設業務請負仮契約書（写）

1　工　事　名　丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業　設計・建設業務請負契約

2　工事場所　丸亀市土器町北二丁目8番地及び7番地1

3　工　　期　　着手　　本契約成立の日
　　完成　　令和10年10月31日

4　契約金額　¥3,489,332,000-
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥317,212,000-

5　契約保証金　¥348,933,200-

6　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　　☑ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
　　☐ 該当しない

7　建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については要求水準書等に定めるとおり

8　本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と受注者株式会社東畑建築事務所　本社オフィス大阪（取締役　代表　永田　久子）、株式会社合田工務店　丸亀営業所（所長　近藤　大樹）、大建住宅株式会社（代表者取締役　大岡　信夫）、株式会社四電工　中讃西営業所（所長　我部山　耕一）、株式会社四国テクニカ（代表取締役　久米井　直人）、新光電装株式会社（代表取締役　谷本　順三）、株式会社中西製作所　高松営業所（所長　楠原　昌尚）とは、各々対等な立場における合意に基づいて本契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款（令和7年告示第18号）並びに丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約特約事項によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書8通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月10日

発注者　　丸亀市大手町二丁目４番２１号
　　丸亀市
　　代表者　市長　松永　恭二　　㊞

受注者　①設計企業・工事監理企業

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目6番10号

株式会社東畑建築事務所　本社オフィス大阪

取締役　代表　永田　久子　㊞

②建築 JV

合田・大建特定建設工事共同企業体

代表者

丸亀市原田町2182-1

株式会社合田工務店　丸亀営業所

所長　近藤　大樹　㊞

代表者以外の構成員

丸亀市郡家町1032-1

大建住宅株式会社

代表者取締役　大岡　信夫　㊞

③給排水設備 JV

四電工・四国テクニカ特定建設工事共同企業体

代表者

丸亀市田村町1616番地1

株式会社四電工　中讃西営業所

所長　我部山　耕一　㊞

代表者以外の構成員

丸亀市飯山町上法軍寺100番地１

株式会社四国テクニカ

代表取締役　久米井　直人　㊞

④電気設備 JV

四電工・新光電装特定建設工事共同企業体

代表者

（③の代表者と同じ）

代表者以外の構成員

丸亀市飯野町東二1486番地

新光電装株式会社

代表取締役　谷本　順三　㊞

⑤調理設備企業

高松市林町2501-1

株式会社中西製作所　高松営業所

所長　楠原　昌尚　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

（契約書別紙）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1　分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法 （解体工事のみ）
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □ 有　☑ 無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☑ 有　□ 無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☑ 有　□ 無	
	④屋根	屋根の工事 ☑ 有　□ 無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☑ 有　□ 無	
	⑥その他 （　　解体・外構工事　）	その他の工事 ☑ 有　□ 無	

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　50,473,500円（税抜き）

3　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	㈱エムケーインデクト	木田郡三木町大字池戸字香蓮寺甲533－1
アスファルト・コンクリート	㈱エムケーインデクト	木田郡三木町大字池戸字香蓮寺甲533－1
コンクリート及び鉄から成る建築資材	㈱エムケーインデクト	木田郡三木町大字池戸字香蓮寺甲533－1
木材	㈱エムケーインデクト	高松市成合町字南原961-1

4　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　11,232,000円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約
特約事項

（総則）

第1条　発注者及び受注者は、この特約事項（以下「特約事項」という。）を、丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款（令和 7 年告示第 18 号。以下「約款」という。）の条項に附加して履行しなければならない。

（用語の定義）

第2条　本契約で使用する用語は、本契約（約款及び特約事項を含む。）で定めるほか、募集要項等（次項で定義する。）にて定義する意味を有するものとする。

2　約款における「設計・施工条件図書」とは、丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業の公募型プロポーザル方式手続きによる受注者の選定に関し令和 7 年 5 月 2 日に公表された丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業募集要項並びに当該募集要項の添付資料（その後提案書提出までに公表されたそれらの修正を含む。以下「募集要項等」という。）及び発注者ホームページで公表した募集要項等に関する質問に対する発注者の回答を総称したものとする。

3　約款における「実施設計図書」とは、募集要項等のうちの要求水準書（以下「要求水準書」という。）に規定する基本設計図書及び実施設計図書を総称したものとする。

4　本契約における「管理技術者」とは、募集要項等のうちの要求水準書に規定する設計業務責任者をいうものとする。

5　約款における「契約書記載の工事」とは、要求水準書で定める設計・建設業務をいうものとする。

6　約款における「工事目的物」とは、契約書記載の工事に係る目的物をいい、その詳細は要求水準書で定めるものとする。

（履行義務）

第3条　受注者は、要求水準書 2.1.2 で定める設計・建設業務（以下「本件業務」という。）について、次の各号の業務分担に従い、各号記載の業務担当者が各号記載の業務を連帯して履行するものとする。

(1)　事前調査業務、設計業務、工事監理業務、各種許認可申請等の手続業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務　：株式会社東畑建築事務所　本社オフィス大阪

(2)　建設業務（第一期外構・植栽整備業務を含む。）、既存施設の解体撤去業務、渡り廊下整備業務、第二期外構・植栽整備業務、既存センターの環境整備業務、調理設備調達業務、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、近隣対応・周辺対策業務、竣工検査及び引き渡し業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務　：　合田・大建特定建設工事共同企業体（株式会社合田工務店　丸亀営業所、大建住宅株式会社）、四電工・四国テクニカ特定建設工事共同企業体（株式会社四電工　中讃西営業所、株式会社四国テクニカ）、四電工・新光電装特定建設工事共同企業体（株式会社四電工　中讃西営業所、新光電装株式会社）、株式会社中西製作所　高松営業所

2　受注者は、設計・施行条件図書並びに丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業の公募型プロポーザル方式手続きにおいて受注者を含むグループが発注者に提出した提案書及びその他受注者を含むグループが本契約締結までに提出した一切の書類（以下「事業提案書」という。）に記載された事項に従って、契約書記載の工事を履行しなければならない。

（業務責任者の配置）

第4条　受注者は、設計・建設業務の区分ごとに総合的な調整を行う設計・建設業務責任者、設計業務責任者、建設業務責任者、給排水設備工事責任者、電気設備工事責任者、調理設備調達業務責任者及び工事監理業務責任者（以下、設計・建設業務責任者を除く左記の各責任者を併せて「各業務責任者」という。）を、本契約の効力発生後速やかに配置すること。設計・建設業務責任者、各業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、設計・建設業務責任者、各業務責任者の選任の要件は募集要項等の規定に従う。

2　第1項で規定する建設業務責任者、給排水設備工事責任者、電気設備工事責任者は、現場施工に着手後、専任とすること。

（設計・建設業務のモニタリング）

第5条　発注者は、本件業務が本契約及び設計・施工条件図書（以下「本契約等」という。）に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙「業務のモニタリング」に従って、本件業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

2　受注者は、別紙「業務のモニタリング」に従って、要求水準書で規定する報告書を提出し、又発注者から本件業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に、発注者に対して説明及び報告を行わなければならない。

3　発注者は、受注者による前項の提出、説明、報告を受けた場合で、なお本件業務が本契約等に従って適正に遂行されていることの確認ができないと認められるときは、さらに期限を定めて、受注者の費用負担で、本件業務の遂行状況について調査又は検査を行ったうえでその報告を行うよう受注者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。

4　前3項のモニタリングの結果、受注者による本件業務の遂行が本契約等に違反し、又は逸脱していると発注者が判断した場合には、発注者は、本件業務について受注者に対し是正勧告を行うものとし、受注者はこの勧告に従い、受注者の責任及び費用負担をもって是正を行わなければならない。

5　受注者は、前4項に定めるモニタリングの実施にあたり、発注者に対して自ら最大限協力し、また下請人をして最大限協力させる。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例）

第6条　本契約では、約款第31条に関わらず、次の各号のとおりとする。

(1)　改定の対象となる費用は、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事、調理設備工事など各種工事を含む。ただし、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）。

(2)　発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。なお、変動の基準となる指標は、「建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」の高松の建築費指数における「構造別平均SRC」、「構造別平均RC」、「構造別平均S」の建築及び設備のうち、受注者が事業提案書において提案した構造の建物種類を適用するものとする。

　また、請負代金額の改定の請求は、募集要項等の当初の公表日が属する月に確定している最新の指数と比較して、請負代金額の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が1000分の15を超えることが確認された日より、1か月以内、かつ、本件施設の引渡しの2か月前までに書面により行わなければならない。

(3)　発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と

変動後残工事代金額（変動後の基準となる指標を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の改定に応じなければならない。なお、請負代金額の改定は、募集要項等の当初の公表日が属する月に確定している最新の指数と比較して、請負代金額の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後の請負代金額は以下の計算式に従って算出することとし、物価変動率は小数点第 5 位以下を切り捨て、改定額は小数点第 1 位以下を切り捨てる。

〈指数上昇の場合〉

改定額＝変動前残工事代金額×｛(1＋物価変動率) －0.015｝

〈指数下落の場合〉

改定額＝変動前残工事代金額×｛(1＋物価変動率) ＋0.015｝

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

物価変動率＝α－1

α：　(改定の条件を満たす指数) / (募集要項等の当初の公表日が属する月の指数（確定値))

(4) 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、(2) に定める指数等や (3) の規定に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

(5) (2) の規定による請求は、本規定により請負代金額の改定を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「募集要項等の当初の公表日」とあるのは、「直前の改定を行った日」とする。

(6) (4) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（許認可の取得等）

第7条　受注者は、契約書記載の工事を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、発注者が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、発注者は必要な措置を講じ、当該措置について受注者に協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、受注者はこれに応じる。

2　受注者は、前項ただし書きに定める場合を除き、契約書記載の工事を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。

3　発注者は、前 2 項に定める受注者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、受注者から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

4　受注者は、契約書記載の工事の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、契約書記載の工事の終了時に発注者に提出する。

5　受注者は、契約書記載の工事の実施に係る許認可等の原本を保管し、発注者の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを発注者に提出する。

（法令変更等）

第8条　法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用

が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

（1）法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃

（2）行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

（3）都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

2　受注者は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

3　発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する契約金額の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4　受注者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

5　発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と業務の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、発注者は業務の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

（法令変更等による増加費用）

第9条　受注者は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用に限り、その負担を発注者に請求することができる。

（1）本件業務に直接関係する法令変更等による増加費用

（2）工事目的物の敷地、構造又は工事目的物に関する法令変更等による増加費用

（3）消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用

（4）法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、契約金額を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

（法令変更等による減少費用）

第10条　発注者は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。

（近隣住民に対する説明及び環境対策）

第11条　受注者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、契約書記載の工事に関する説明を行わなければならない。

2　受注者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、有害物質の排出・漏洩等その他契約書記載の工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

3　第1項の場合において、要求水準書で定めた業務の内容及び工事目的物の規模に係る事項に関する説明は、発注者の責任とする。

4　受注者は、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を発注者に報告しなければならない。

5　発注者は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、受注者が行う説明に協力するものとする。

6　受注者は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を発注者に報告しなければならない。

（設計・施工条件図書等の変更）

第12条　約款第 24 条第 1 文にかかわらず、発注者が約款第 24 条第 1 文に基づき設計・施工条件図書等を変更した場合において、当該変更が受注者の責めに帰すべき事由により必要となったときは、当該変更により発注者若しくは受注者に生じた損害又は受注者に生じた増加費用は受注者が負担するものとする。

（測量・調査）

第13条　受注者は、必要に応じて、工事用地における測量、地盤調査その他本件業務の実施に関係する調査を実施することができる。

2　受注者は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。

3　受注者は、第 1 項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（約款第 23 条第 1 項各号に該当する事由を除く。）には、その対策費を負担する。

（施設損傷リスク）

第14条　工事目的物の引渡し前に、約款第 35 条で定める不可抗力以外の事由により、同条で定める工事目的物等に損害が生じたときは、当該損害及びこれによる本件業務に係る増加費用は受注者が負担する。但し、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者が負担する。

（適用除外）

第15条　本契約では、約款第 51 条第 11 号キからサまでの規定を適用しない。

（支払先）

第16条　約款に規定する発注者から受注者への金銭の支払は、合田・大建特定建設工事共同企業体に対して行うものとする。

別紙

業務のモニタリング

種類	発注者の行う業務	受注者の行う業務
①定期モニタリング	・学期毎に 1 回以上開催する関係者協議会で対面モニタリングを実施。 ・月 1 回以上開催する施設整備連絡会議で、対面モニタリングを実施。	・要求水準書に規定する報告書、成果品等を作成し、発注者に提出する。 ・発注者がモニタリングを実施するに際し、最大限の協力を行う。 ・発注者及び受注者が出席する関係者協議会を開催し、日常セルフモニタリング及び定期モニタリングの結果を報告する。 ・発注者及び給食配送校等からの意見・要望等について、検討及び意見交換等を行い、改善方策を協議する。
②随時モニタリング	・　必要に応じ設計図書及び建設現場の実施状況を確認する。	・左記の事項の確認にあたり、発注者に対して最大限の協力を行う。

工　事　概　要　書

<table>
<tr><td>契約の目的
（工事名称）</td><td>丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業
設計・建設業務請負契約</td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td>
既存第二学校給食センター北側市有地に、新センター棟を建設し、令和 10 年 4 月に新センター棟の開業後、既存給食センター棟を解体し、米飯棟と新センター棟とを渡り廊下で結ぶものである。

【新第二学校給食センター整備】
構造・規模　　敷地面積　2,310.5 ㎡（新センター棟用地）
構造　S 造・延床面積（事業者の提案による）
新センター棟の主要諸室
<table>
<tr><th colspan="2">区域区分</th><th>主　な　諸　室　等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般エリア</td><td>市専用部分</td><td>市職員用事務室、書庫・倉庫、小会議室　等</td></tr>
<tr><td>共用部分</td><td>見学者通路、研修室、調理実習室　等</td></tr>
<tr><td>事業者専用部分</td><td>事業者用事務室、食堂兼休憩室、　等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給食エリア</td><td>汚染作業区域</td><td>［検収・下処理ゾーン］食材搬入プラットホーム、荷受室、検収室、泥落室、魚肉下処理室、野菜下処理室、卵処理室、冷蔵室･冷凍室、油庫、食品庫･調味料庫、調味料計量･仕分け室　等
［洗浄ゾーン］洗浄室、回収風除室、残渣室等</td></tr>
<tr><td>非汚染作業区域</td><td>［調理ゾーン］煮炊き調理室、揚物･焼物･蒸物調理室、和え物調理室、果物等処理室、アレルギー対応調理室　等
［配送・コンテナプールゾーン］配送風除室、コンテナ室　等</td></tr>
<tr><td>一般区域</td><td>汚染作業区域準備室、非汚染作業区域準備室、調理員更衣室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、倉庫　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">付帯施設</td><td>排水処理施設、受水槽、備蓄倉庫、移動式釜保管庫、プロパンガス保管庫　等</td></tr>
</table>

上記に係る設計・工事監理業務、建築（調理設備・備品調達、解体工事を含む）、給排水設備・電気設備工事、既存センター棟の環境整備業務等　一式
</td></tr>
</table>

新第二学校給食センター整備運営事業　設計・建設業務

付近見取図